

明治10年代における 成島柳北の言論活動について

乾 照 夫*

成島柳北の西洋体験は、明治10年代のジャーナリズムにおける富国強兵論・殖産興業論・自由民権論の一流となり、我が国における都市施設・文化遺産・芸術のあり方を啓蒙の一環としてとらえる流れを形成した。

明治10年から明治14年にかけて、柳北は、明治政府の文明化政策と協調しつつ、民間ベースによる殖産興業を主張し、自身も事業に参加した。また、この時期には文化面でも活躍し、史跡の保存運動に尽力する一方、公園・演劇論に関しては「上からの開化」に反論を唱え、文学の分野では西洋紹介を兼ねて翻訳物を発表するなど、幅広い啓蒙活動をおこなった。

その後、柳北は明治14年政変を機に「改進黨」を標榜、松方デフレによる不景気が深刻化すると、何より景気の回復が必要であるとした。また、この時期には、政府の儒教主義復活を、我が国の「文明化」をはばむものと批判し、一方では我が国の伝統文化は保存すべきであるとした。この矛盾は、やがて公園改良をめぐる問題となるが、柳北は、西洋式公園よりも「人民」の利益が優先するとした。このほか、文学については、所謂「続き物」の改善を主張し、かつての戯作者流とは異なる、新たな小説の創造を求めた。

1. はじめに

明治10年代ジャーナリズムの動向は、ジャーナリズム史の分野ではもとより、自由民権史や近代文学といったそれぞれの分野でも、ほぼ把握できる状態になっている。しかしながら、一方では、今日のような状況、とりわけ自由民権百年を機に復刻された『朝野新聞』や、最近では『東京横浜毎日新聞』さらには『郵便報知新聞』『仮名読新聞』といった、当時の代表的日刊新聞が続々復刻され、その豊富な情報量と多種多様な内容が提供されるようになると、果して従来のような把握だけでいいのかという一つの疑問が出てくる¹⁾。

たとえば、これまでの研究でいえば、或るテー

マについて、まず大まかな動向を調べて、必要なだけの新聞資料を収集し、一つの歴史像を構成してゆく。そうすると、そうしたやり方は、従来の研究の範囲内ではさほど支障はないものの、改めて膨大な復刻資料に当たると、それがいかに基礎的部分を欠いたものであったか、言い換えれば、いかにその時代の社会なり政治なり文化なりがとらえられていなかったかが、明白になるのではないかと思われる²⁾。

そこで今後の一つのあり方として、まず今日、続々と復刻される新聞資料の情報量を前にして、どのような分析が有効なのかを考慮すべきだが、そうした場合に何より重要なのは、これまでの通史的視角とは異なった、包括的で多様な角度をどれだけもち得るかということであろう。それには、何より新聞資料を読み込むことが要求

* 東京情報大学助教授

されるだろう。しかし、それにも時間的制約があるとなれば、たとえば福地桜痴や成島柳北や末広鉄腸といった大記者の言論活動を追跡してみる。つまり当時の、大記者と呼ばれたジャーナリストの活動を見てゆくという地道な作業を通じて、その言論活動と社会状況、さらには政治情勢や文化構造などとの関連を考えると、当時の大記者の視点から明治10年代というものの時代像が浮かび上がり、同時に明治10年代ジャーナリズムの問題が或る程度まで浮き彫りにできるのではないかと考えられる。

本稿では、以上のような観点から、明治10年代ジャーナリズムの指導者として活躍した成島柳北の言論活動を中心にして、当時の社会状況や、政治情勢や文化構造などにかかわる諸問題を紹介してみたい。その場合に、成島柳北の言論活動と一口にいても、それは多岐にわたるものであるから、ここでは明治10年代のジャーナリズムにあって、新知識の啓発者・自由民権の代弁者たらんとした側面から見てゆくこととする³⁾。また、そうした角度からとらえると、当然、明治の社会にあって「文明開化」の先駆たらんとしたジャーナリズムのあり方も問われてくることとなり、その中から必然的に柳北の言論活動とジャーナリズムとのかかわり方が問題となるものと思われる。

従来、柳北と「文明開化」にかかわる問題については、さまざまな角度から論じられてはいるが⁴⁾、明治10年代のジャーナリズムとのかかわり方からとらえようとする試みはほとんど皆無といえる状態であった⁵⁾。本稿では、そうした点をふまえて、まず柳北の西洋体験⁶⁾(明治5年9月～明治6年6月)をもとにして、そこから柳北自身の「文明開化」への意思がどのように言論活動に反映されていたのか、そしてさらに、その言論活動を年次的に追うことにより、それが明治10年代の社会状況や、政治情勢や文化構造などにどのようにかかわっていたのかという点を明らかにしてみたい。

2. 西洋体験の意味

柳北の西洋体験については、既に前田愛氏の研究があり、氏はその中で岩倉使節団との対比から「回覧使節の側には要塞と工場のパリがあり、柳北の側には劇場と美術館のパリがある⁷⁾」と指摘している。この指摘は、やや割り切りすぎとはいえるが、ともかくこうした体験によって柳北における「文明開化」への意思が方向づけられ、それがやがて明治政府の文明化政策に対峙し得るものとして、その後の言論活動に何らかの意味を与えたのではないかとという一つの観点を示唆している。

本節では、まず第1の問題点として明治10年代の言論活動において、かかる西洋体験がどのような意味をもち得たのかという点について述べるものであるが、その前提として柳北のアジア体験について言及しておく必要があるかと思う。このアジア体験こそ、既に田中彰氏⁸⁾が指摘したように、明治知識人のアジア観・文明観念を位置づけるうえで重要であると考えられるからである。

(1) アジアとの出会い

柳北が、東本願寺新法主現如の欧米視察随行人員として横浜港を出航したのは、明治5(1872)年9月24日である⁹⁾。一行はアジア航路を西行して、フランスのマルセイユ港を目指すことになり、その間に香港をはじめアジアの各地に寄港するところとなる。

表-1は、明治14(1881)年11月から明治17(1884)年8月まで『花月新誌』に連載された『航西日乗』(のち『明治文化全集』外国文化篇に所収)から、各寄港地の模様をまとめたものであるが、その記述から明らかなように、柳北は風光明媚なアジアの地を嘆賞しつつも、一方では現地の人々がいかに「野蛮」であるかを述べている。

この体験は柳北にとって、いわばアジアの

表-1 寄港地の景況 明治5 (1872) 年

寄港地	市街の様相	人々の様子
香港 9.20-22	此ノ港湾歪曲シテ入ル、亦一佳境ナリ	斯様ノ屋上ニ厠アリ、(中略)支那人ノ不潔ナル概ネ此類ナリ
サイゴン 9.25-27	両岸線樹幽草風景画ノ如シ、 廻々ニ蘇鉄ノ大樹アリ	人種ハ支那ニ類ス、男女其齒皆黒シ、椰子ヲ食フニ因ルカ
シンガポール .29-10.1	此港ニ入ルノ間四顧スルニ風景頗ル佳ナリ	土人皆黒面洗足ニシテ (中略) 画図ノ羅漢ニ同シ
セイロン島 10.7-8	港ノ左ニ灯台有リ、台下水石相激シ、噴散雪ノ如シ	唯ダ土人狡猾無恥、(中略)蚊蚋ノ如クナル極メテ厭フ可シ
アデン 10.15	亜刺比亞ノ海岸ハ概ネ砂礫ノミニテ青草ヲ見ズ	土人ハ卷毛黒臉、印度人ニ比スレバ醜陋猥惡甚シ
ポートサイド 10.22	至ル処頗ル清潔ナリ	土人驢ヲ牽キ旅客ヲシテ乗ラシム

成島柳北『航西日乗』より抜粋。

人々の生活に接したただ一度の経験であると同時に、後に訪れた欧米各地の人々の生活との間に非常に格差があると痛感するうえでの第一歩でもあった。そうした経験は、やがてアジアを「野蛮」とし西洋を「文明」とする観念の要因となり、また後年の言論活動にも反映することとなる。次の二つの文章は、そのようなあり方を示しているといえよう。

「漁史(柳北一引用者注)が香港に遊びし時も、酒樓の屋山上に尿壺を安し、其の傍に乾糞さへ有るを視て喫驚せしこと有りき、嗚呼東洋人の不潔を好むハ甚に驚くに堪たり、(中略)試みに欧米諸国の都会を看よ、終日東奔西走して些の糞臭を嗅がんと欲するも決して得可からず、孰れか文明、孰れか野蛮、孰れか華にして孰れか夷なる、漁史之れを公平の裁判者に問ふ」

(『読売新聞』M16, 10, 27)

「試ミニ看ヨ、支那ノ如キ往古文物礼楽ノ国タルヲ以テ全世界ニ鳴リ、傲然トシテ他邦ヲ夷狄視セシモ今ヤ文衰ヘ礼頽レ、其実泰西諸国ニ及ブ能ハズ、自カラ其ノ野俗蛮風ニ安ズル者有ルハ豈ニ痛ム可キニ非ズヤ」

(『朝野新聞』M12, 1, 10)

ここで柳北は、不潔を好む東洋人と清潔な欧米諸国の都会を取り上げ、また中国文明の衰退ぶりをも述べている。この場合の中国文明観は、

元来、中国読書人の観念を通じて得たものであり、それとイギリス統治下の香港にある下層社会との間には、かなりのイメージ・ギャップがあったものと思われる。

柳北は、ここにアジアの貧しさと猥雑さを見て取り、その対極に欧米の都市を置くことで、東洋を「野蛮」とし西洋を「文明」とする文明観念を構成していったものと考えられる。

(2) 「文明」としての都市文化

以上のように、柳北のアジア体験がその文明観念を構成する一契機となったとすれば、それに対する実際の西洋体験はどのようなものであったのか。前記『航西日乗』から、その足跡をたずねてみよう。

表-2は、柳北がヨーロッパ各都市で見学した主な施設について示したものだが、これを見てまず気づくことは、その滞在先で必ず博物館(美術館も含む)や公園を訪れたことであろう。この行動は、ただ柳北自身の好奇心から出たとする見解もあろうが、今日ではともかく、我が国の明治初年といえば博物館も公園もまだ稀有の状態¹⁰⁾でもあったので、これはヨーロッパの都市文化に接する好機会をもたらしたものと評価できるだろう。

ところで、こうした体験は後年の言論活動と

表-2 柳北が見学した主な都市施設 (延べ回数)

滞 在 地	博物館	公 園	宮 殿	寺 院	劇 場	歌舞場
マルセイユ (10.28-30)	1	1				
パ リ (10.30~3.16)	7	8	3	2	8	5
ミ ラ ノ (3.18~21)	1	1		2	1	
ベ ニ ス (3.21~24)	1		1	5		
フ イ レ ン ツ エ (3.24~26)		1	2			
ロ ー マ (3.26~31)	1	1	5	12	1	
ナ ボ リ (3.31~4.2)	1	1	1	1		
ト リ ノ (4.5~6)						
パ リ (4.7~27)	3	2		1		
ロ ン ド ン (4.27~5.20)	4	5	1	1	1	
リ バ プ ー ル (5.20~22)		1				
合 計	19	20	12	25	12	5

成島柳北『航西日乗』より作成。

どのような脈絡があるのか。まず、博物館¹¹⁾に関連して、その一例を次に挙げる。

「古器ヲ観ルハ徒ラニ之ヲ玩ブノミニ非ズ、時世ヲ徴シ風土ヲ察シ工業ノ進歩如何ヲ考フル為メナレバ、泰西諸国ニハ殊ニ貴重スル事ニテ、博物館ノ如キハ観客日ニ麁集ス、是レ迄我が邦人ノ全ク之ヲ玩弄物トシ、甚シキニ至リテハ争テ其ノ価格ニ誇ル如キノ比ニアラズ、(中略)我邦ノ好古先生ハ其ノ心ニ謂ヘラク、古物ヲ愛玩スルハ本邦及ビ支那ノ如キ、雅致ヲ尚ブ国ノ風習ニテ、泰西諸国ノ如キ功利ニ汲々タル世界ニハ夢視セザルコトナラント、是レ所謂井蛙ノ見ノミ、(中略)且ツ我邦ニハ是レ迄公私トモニ古物館ト云モノハ一字モ無シ、試ニ泰西ヘ往カズトモセメテ其ノ書冊ニテモ看ヨ、英国ナドハ埃及ヤ羅馬ノ古物ハ言フ迄モ無ク、印度ノ古物ノミニテモ一館ヲ建テ、今ハ印度ニテ見ラレヌ物マデモ其ノ中ニハ堆積セリ、近比外国人ハ競テ日本古物ヲ買求ムレバ、

此マ、ニテ本邦ノ人が我が古物ヲ愛重スル事ヲ務メズハ、二三十年ノ後、泰西ニテ必ず日本古物館ヲ建テ、却テ我邦ニテハ自国上代ノ物ヲ観ルコト難キニ至ラン、(中略)前ニモ言ヒシコトナレド、本邦ヲ始メ支那泰西ニ至ル迄、古代ノ物ハ如何程金銀ヲ惜マヌトモ多ク獲可キモノナラネバ、極メテ之ヲ愛護保存ス可キコトニテ、若シ放擲シ置ケバ尽ク外人ニ奪ヒ去ラル、ニ至ラン」

(『花月新誌』M10.11.18-29)

この文章は、みづからの西洋体験をふまえ、このままでは日本の文化遺産も多く海外に流出すると警告したものである¹²⁾。この中で、柳北は「古器ヲ観ルハ徒ラニ之ヲ玩ブノミニ非ズ、時世ヲ徴シ風土ヲ察シ工業ノ進歩如何ヲ考フル為メナレバ、泰西諸国ニハ殊ニ貴重スル事ニテ、博物館ノ如キハ観客日ニ麁集ス」とし、さらには「英国ナドハ埃及ヤ羅馬ノ古物ハ言フ迄モ無ク、印度ノ古物ノミニテモ一館ヲ建テ、今ハ印度ニテ

見ラヌ物マデモ其ノ中ニハ堆積セリ」として
いる。ここに柳北は、西洋諸国が人類の文化遺産
をいかに大切にしているかを論じているが、そ
うした認識こそは、実際に西洋に赴いて博物館
を見学した者だけが体得できるはずのものであ
った。

次に、柳北が好んで散策した公園¹³⁾について
はどうであったか。ここで、明治12(1879)年に
発表された文章を紹介してみたい。

「夫レ公園トハ何ノ謂ヒゾ、府下ノ人民一般
ノ遊ビ場ナリ、独リ官員ヤ學者ヤ風流人ノ
遊ブ所ニ非ズ、裏店ノ女房モ横町ノ子供モ
権助モ阿彌モ皆往テ楽ム可キ公有ノ地ニ非
ズヤ、(中略)抑モ公園ノ如キ人民一般ノ遊
興ニ供スル者ハ、人民一般ノ好ム所ニ任カ
スルニ若カズ、縦令ヒ其レヲシテ英ノ如ク
仏ノ如ク美且ツ潔ナラシムルモ、人々來タ
リ楽マザレバ何ヲ以テ公園ト称ス可ケンヤ、
夫レ既ニ上野公園、芝公園有テ清々浄々的
ナリ、官員學者風流人以テ縦遊ス可シ、独リ
浅草ノ公園ヲシテ旧貫ニ仍ラシメ、以テ婦
女児童ノ御意ニ副ハシムルモ亦何ノ害アラ
ン、(中略)夫レ英ト云ヒ仏ト云フ制度文物
固ヨリ真似ヲ為ス可キ事多シ、然レトモ我
邦人民ガ智識ノ程度ヲ測ラズシテ、妄リニ
外国ニ擬スル愚モ亦甚ダシ」

(『朝野新聞』M12. 5. 15~16)

柳北は、まず公園とは「府下ノ人民一般ノ遊ビ
場ナリ」と述べる。ちなみに、我が国においては
元来、貴族・大名・豪商などの庭園はあったもの
の、一般市民に開放された「公園」というものが
なく¹⁴⁾、その意味では、西洋の公園こそは豊かで
自由な文明社会の象徴として理解できたものと思
われる。柳北は、この点について「其ノ貴賤貧
富老幼賢愚ノ別無く出入リ自由ナル、是レ公園
ノ公園タル所以ナリ」(『朝野新聞』M11.4.10)
と述べ、公園は市民一般に開放されるべき施設
であるとしている。

我が国では、明治6(1873)年に上野・芝・浅
草・飛鳥山・深川の5ヵ所が公園に指定されてお
り¹⁵⁾、そのうち浅草公園については明治

12(1879)年に公園を西洋式に改造するという議
論があったといわれるが¹⁶⁾、柳北は、これに反対
の立場から「抑モ公園ノ如キ人民一般ノ遊興ニ
供スル者ハ、人民一般ノ好ム所ニ任カスルニ若
カズ」とし、「縦令ヒ其レヲシテ英ノ如ク仏ノ如
ク美且ツ潔ナラシムルモ、人々來タリ楽マザレ
バ何ヲ以テ公園ト称ス可ケンヤ」と批判してい
る。つまり、浅草公園に関するかぎり、庶民の実
態にそぐわない英・仏のごとき「清々浄々的」公
園に改造しても、むしろ逆効果であるというの
である。ここに柳北は、公園はあくまで「人民一
般ノ遊興ノ場」であるとして、あくまで日本の現
状に適應できるものでなければならぬとした
のである。

さて、表-2をもう一度見てみると、各都市そ
れぞれに特徴ある数字が出ているが、中でも特
徴的なのはローマの例、すなわち宮殿・寺院の見
学件数が非常に多いという点であろう¹⁷⁾。これ
は東本願寺一行の目的が宗教事情視察にあった
ので、当然といえば当然ではあるが、そうした中
から柳北は、古代建築物の保存が行き届いた現
状を目の当たりにして、所謂「文明国」にも古代
の文化遺産を愛護する精神があると痛感した。

後年、柳北が発表した文章の中に、次のよう
なくだりがある。

「抑モ名区奇觀ヲ永世ニ保存シ、古物靈場ヲ
不朽ニ愛護ス可キハ、全地球上何レノ国人
ニテモ皆當ニ為ス所ノ義務ナリ、(中略)数
百年ヲ経タル古物ヲシテ雨曝シニ為シ置キ、
之ヲ海外ノ人ニ示スハ適ニ以テ我が国人ノ
不注意ヲ他人ニ吹聴スル者ニシテ、豈ニ一
大恥辱ナラズヤ」

(『朝野新聞』M12. 10. 25)

ここに柳北は、名所・史跡の保存は全人類の義
務であると主張し、さらに地球的視野に立って
我が国の歴史的文化遗产の保存をも訴えた。ち
なみに我が国では、明治初年の廃仏毀釈運動に
よって各地の名勝・古刹はほとんど壊滅的打撃
を受けており、政府においてはそうした事態に
充分な施策をとっていない現状があった¹⁸⁾。こ
の問題については、後述する保晃会運動などと

も関連があるので、本節ではとりあえず、柳北の西洋体験が明治12(1879)年以後の史跡保存運動にかかわっていたことのみを指摘しておきたい。

そのほか表-2に関しては、劇場¹⁹⁾・歌舞場の件数が多いパリの例が特徴的であるが、柳北にとっては、これも西欧社会の世態・人情を知り得る機会として意味のあるものであった。この点については、パリ滞在の柳北が楠山某に宛てた次の書簡からも明らかである。

「先夜曲馬一覽いたし誠に驚き候。浅草の如きは前座に近し、又一昨夕ジミチーズと云へる座の芝居に参り候。其狂言は、日本にて云はゞ芸者が色男にあつくなりたるに男の親に異見縁切りの段、夫より恋煩ひにて遂に病死し、其男発狂すと云ふ仕組の狂言。其妓の名はカメラヤと云ふ。(中略)小生も相越候に、中々以て泣かせ申候。人情は何処も同じ事西洋とて決して変わるものに非ず。文明開化の国は好色も亦甚し、昔し者の翁などには決して分る事に非ず²⁰⁾」

柳北は、ここで戯曲「椿姫」(デュマ・フィス作)を観て「人情は何処も同じ事西洋とて決して変わるものに非ず」と、その感想を述べているが、こうした経験はやがて文学の世界とも重ね合わされる。

「固陋学士或ハ云フ、泰西諸国ハ人々実益ヲ謀リ実利ヲ説キ、敢テ風流情痴ノ事ヲ問ハスト、是レ極メテ妄誕、余嘗テ航遊一年、親シク看破シ来ルニ、彼我ノ情相契ス、毫モ差異無キナリ、(中略)而シテ彼ノ固陋学士ハ猶必ズ言ハントス、情史世ニ於テ果シテ何ノ用ヲ為スヤ、適マ以テ誘淫啓蕩ノ具トナルノミト、噫吾徒ノ情人此ノ情界ニ生レテ以テ情史ヲ読ム、是レ亦造物主ノ賜ナリ²¹⁾」

(「花柳春話題言」M11, 春)

この文章は、柳北が「人情は何処も同じ事、西洋とて決して変わるものに非ず」という普遍の人間観にもとづいて「情史」(恋愛小説)の有用性を主張したものである。柳北がこのように主張したのは「余嘗テ航遊一年、親シク看破シ来ルニ、彼我ノ情相契ス、毫モ差異無キナリ」と断言

できるだけの自信、すなわち西洋体験によって西欧社会の世態・人情を知り尽くしたという確信があったからにはほかならない。

(2) 富国強兵への道

さて、以上のように見ると、柳北の西洋体験は、前田氏が指摘したように「回覧使節の側には要塞と工場のパリがあり、柳北の側には劇場と美術館のパリがある」といった評価に終始することにもなるので、ここでは柳北が西洋体験をふまえて、我が国の政治や経済のあり方をどのようにとらえるようになったかを考えてみたい。

表-3 柳北が見学した施設・機関(延べ回数)

国名	政治機関	産業施設	教育機関	都市施設
フランス	7	6	1	53
イタリア	1	3	2	67
イギリス	3	3	1	17
合計	11	12	4	137

成島柳北『航西日乗』により作成。

表-3は、柳北が見学した政府機関・産業施設・教育施設と、上述した都市施設(博物館・公園・宮殿・寺院・劇場・歌舞場・その他)との件数を比較したものであるが、これによると前者が後者に比べて下まわる結果となっている。ちなみに、前者のような場合には、岩倉使節団に随伴して、あるいは公使館の紹介状を持参して、はじめて許可される場合もあったので、おのずから見学の幅が限られていたと見るべきであろう。

さて、このような西洋体験が後年の柳北にどのような影響を与えたのか。そこでまず、ヨーロッパの政治制度から学んだ結果として、近代国家・日本のあり方をどのようにとらえるようになったかを見てみたい。次の文章は、明治8(1875)年4月に「漸次立憲政体樹立の詔」が発せられた際に、『朝野新聞』に掲載された論説である。

「嗚呼我ガ帝国三千万ノ兄弟ヨ、宜シク拵歌舞躍シテ以テ至仁至明ナル 皇帝陛下ヲ賀

シ奉り、且兄弟相共ニ無窮ノ幸福ヲ獲タルヲ拝祝ス可シ、我が帝国ノ開明隆盛竟ニ歐洲諸国ト比肩スルヲ得可キ端緒ハ、即チ此ノ明治八年四月十四日ニ啓ケタリ、抑我が帝国垂細垂ノ東陬ニ在リ、支那ト近接スルヲ以テ古来其風習ニ染ミ、制度文物美ナラザルニ非ズト雖モ、君主専制ノ治ニ慣レ人民抑圧ノ政ニ服シ、卑屈軟弱ニシテ奮勵作興ノ氣力ニ乏シク、動モスレバ外国ト抗峙スルノ勢カヲ失シ、支那ノ往轍ヲ踏マントスル免レズ、豈哀シカラズヤ、(中略)然ルニ至仁至明ナル 皇帝陛下能ク全地球上ノ真理ヲ洞察シ、廟堂ノ大臣ト商議シ給ヒ容易ク斷ズ可ラザルノ大議ヲ英斷シ、以テ我が帝国ノ為メニ一大名誉ニシテ我輩三千万人ノ無窮幸福タル、国家立憲ノ政体ヲ建テ衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ントノ詔ヲ下セリ、自今而後全国ノ人民奮発興起シテ、政府ト共ニ我が帝国ノ富強ヲ謀リ、進ンデ歐洲諸国ニ対峙セントスルノ情景、真ニ火ヲ視ルヨリ明カナリ」

(『朝野新聞』M8, 4, 15)

柳北は、「漸次立憲政体樹立の詔」によって「我が帝国ノ開明隆盛竟ニ歐洲諸国ト比肩スルヲ得可キ端緒」が開けたとして、以後、全国人民は「国家立憲ノ政体」の下で「政府ト共ニ我が帝国ノ富強ヲ謀リ、進ンデ歐洲諸国ニ対峙セントスル」ように奮起しなければならないとした。

「国家立憲ノ政体」とは、憲法の下に司法・立法・行政の三権分立制をしき、法治主義にもとづいて一般国民が国政に参与する政体のことであるが、柳北はこれをヨーロッパの地でしかにふれた経験があるだけに、実際にどのような制度

であったかを理解できたはずである²²⁾。また柳北は、ここにおいて我が国でも「皇帝陛下」(天皇)による立憲君主制がおこなわれるべきであるとしているが、これはおそらくイギリスの制度などが日本の国状に見合っているという認識があったからであろう²³⁾。

次に、柳北がヨーロッパの産業施設を見学した結果として、その体験がどのように現れたのかを見てみよう。この場合、見学した施設としては、陶器製造所・新聞発行所・玻璃製造場・煙草製造館・器械展覧場・博覧会場などをあげることができるが、そうした中から柳北は、欧米列強の国力の源泉がその技術力と生産力にあることを感得した²⁴⁾。

「其国ノ富饒ナルヲ図ラント欲セバ、即チ必ズ工業ヲ盛ンニシ物産ヲ興スニ在リ、是レ論者ノ反覆弁論スル所ロニシテ、此ノ二途ヲ棄テ、他ニ富饒ヲ致ス道蓋シ鮮ナシ、英仏魯独ノ国タルヤ、其ノ地質我レニ比スレバ瘠、其ノ地産我レニ比スレバ乏、然ルニ今日ノ富強ヲ致シ華麗ヲ極メタル所以ノモノハ何ゾヤ、国人皆争テ焦思シ力行シ、其ノ工業ト物産トヲ盛ンニシテ、大ニ国利ヲ興セシ結果ナルノミ、国ニ遊手ノ民坐食ノ人多クシテ能ク富饒ノ域ニ進ム者ハ、全地球上決シテ之レ無キノ埋タリ、一国ノ大経綸ヲ司ル者其レ思ハザル可ケンヤ」

(『朝野新聞』M11, 2, 21)

この文章は、西南戦争終結の翌年に、我が国の進むべき道は殖産興業にあり、それこそが欧米列強に対峙するための道であると論じたものである。この議論の中で、柳北は、明治政府が士族などの「遊手ノ民坐食ノ人」をどう扱うかを問い

表-4 岩倉・木戸・大久保との交流
明治5(1972)~6(1973)年

11月18日	午下大使ノ館ニ赴キ諸公ニ謁ス
1月22日	岩倉、木戸、大久保諸公ニ陪シ(天文台等を見学)
2月15日	夜大使館ニ赴キ岩倉、木戸両公ニ謁ス
2月16日	掃路大使館ニ赴キ木戸公ト對話数刻
4月8日	午後「グランドホテル」ニ赴キ大久保利通君ニ謁ス

成島柳北『航西日乗』により作成。

ただし、その場合には所謂「徒食の民」の少ない「英仏魯独ノ国」をモデルにすべきであるとしている。ここに「国ニ遊手ノ民坐食ノ人多クシテ能ク富饒ノ域ニ進ム者ハ、全地球上決シテ之レ無キノ理タリ」と断言したのは、政府首脳部にもそのような現状認識があると確信していたからにほかならない。

(4) 岩倉使節団との交流

以上のように、柳北が展開した議論には、所謂「全地球上ノ真理」によって語られる文明世界観とともに、万国対峙の国際社会において「我が帝国ノ富強」をいかにやるかといった国家意識が基調となっており、しかも柳北はその両者を強く打ち出すことでジャーナリストとしての立場を主張していた。しかしながら、その唱えた議論や主張をよく見てみると、実質的には明治政府の推進した文明化政策と同じ方向を向っていたにちがひなく、またそのような観点からいえば明治10年代ジャーナリズムの指導者たる柳北と、明治政府の指導層とのあいだには共通の問題意識があった。

ちなみに柳北はパリ滞在中に、岩倉使節団に謁見する機会を得、大使岩倉具視をはじめ、副使木戸孝允らとも親しく語らうことができた。表-4は、その交流の様態を示したものであるが、中でも岩倉大使との会見は印象的だったようである。後年、岩倉の死を悼んだ文の中で、柳北は次のように述べている。

「十年ばかり前歐洲に在りし時、始めて此公に謁し奉りたり、其折は明暮参りて親しく御物語りせしに、其許は幕府にて役柄も勤めしと聞けば、朝野の事ども心づきたる事あらば包まず語り聴かせよと、懇ろに仰られしかば、愚かなるをも憚らず二三の事ども申し出でたるに、深く喜び給ひ、帰朝の後も折々参りて、世のたためと思はん事は何事も遠慮なく申されよとの仰せありて、いく程なく彼国にて別れ奉りぬ」

(『朝野新聞』M16, 7, 22)

このほか、木戸孝允とは「対話数刻」におよんでいる。後年、柳北は木戸の死を弔した文の中で、その為人を称揚している。

「深沈重固内剛ニシテ外柔ニ汎ク衆ヲ愛シ士ヲ敬シ、従容トシテ天下ノ大政ヲ己レノ任責ト為ス者ハ、則チ我が木戸君ナリト、是レ実に方今ノ輿論ニシテ、我輩ガ亦タ屢君ノ警咳ニ接スルヲ得テ、其ノ一斑ヲ窺ヘリ」
(『朝野新聞』M10, 5, 29)

この時の会談がどのような中身であったのか。この点を、柳北の門人小沢圭次郎は「先生(柳北——引用者注)は是より先き、(中略)東本願寺法主某君に伴ひて、洋行し、歐洲諸國の觀光を為せしが、宛も岩倉大使一行が、巡遊中にて、木戸参議に邂逅し、開化の国民は貧富の懸隔尤も甚しき状情を、談論せられし事有る²⁵⁾」と述べているので、以上によれば、文明開化により生ずる貧富の差や社会の不平等について語り合うといった場面があったものと考えられる。

ところで、この岩倉使節団との関係で留意すべきは、使節随員員の構成である。既に大久保利謙・田中彰氏らが指摘されたように²⁶⁾、この使節団には旧幕出身の官吏が多く参加しており、それらは1等書記官から4等書記官まで、さらには理事官随員員といった地位にも就いていた。これに対して柳北は、それらの旧幕出身者とは旧知の間柄であったので、表-5に示したように安藤太郎(4等書記官)・田辺太一(1等書記官)・原田一道(理事官随員)らとかなりの頻度で行き来している。また、柳北とこれらの随員員との旧幕時代の関係は、表-6のように、職位でいえば柳北の方が田辺太一・塩田三郎らよりはるかに上位にあったので、岩倉にしても木戸にしても、その存在には注目したものと思われる。

これらの点から、使節団の構成は、岩倉・木戸・大久保以外には実務型の官吏、それも旧幕出身者がその中核となっただけに、もし仮に「旧体制」が存続したままであるとすれば、柳北もこの種の使節団のトップとして田辺・塩田らとともに各国を歴訪していたとも見ることも可能である。これを柳北の問題に即していえば、そ

表-5 使節随員との交流

下線は旧幕出身者を示す

氏名(職位)	接触回数	氏名(職位)	接触回数
安藤太郎(4等書記官)	12	塩田三郎(1等書記官)	4
田辺太一(1等書記官)	10	川路寛堂(3等書記官)	3
原田一道(理事官随員)	6	阿部 潜(理事官随員)	3
小松済治(2等書記官)	6		

成島柳北『航西日乗』により作成。

表-6 旧幕時代の関係

氏名	慶応3年12月	慶応4年2月
成島 柳北	騎兵頭 (2000石高)	会計副總裁 若年寄並之次
原田 一道	開成所教授職 (未詳)	砲兵頭 (2000石高役金1500兩)
田辺 太一	外国奉行支配組頭 (300俵高役料200俵)	外国奉行支配組頭 (300俵高役料200俵)
塩田 三郎	外国奉行支配組頭 (300俵高役料200俵)	外国奉行支配組頭 (300俵高役料200俵)

『大日本近世史料』柳宮補任5・6、他により作成。

の心情において木戸や大久保とほぼ同等の視点に立ち得たものと見てもよい²⁷⁾。

3. 官民協和の文明論

これまで柳北の西洋体験をもとにして、そこから「文明開化」への意思がどのように反映されたのかを見てきたが、本節では、実際にそのような意思が明治10年代の諸状況とどのようにかわっていたのかという角度から見てゆきたい。

(1) 大久保政権への対応

まず、柳北が明治10年代初頭にはどのような立場にあったのかをうかがってみたい。次に掲げる文章は、柳北が政府当局・民間有識者に「文明開化」の進退いかんを問う内容となっている。

「今や台閣江湖ノ有識者ハ、我邦現今ノ景況ニ於テ如何ノ思想ヲ抱クヤ、文明ノ治ヲ謀リ開化ノ道ヲ求メテ、以テ欧米諸洲ト比肩並馳セント欲スルハ、則チ我邦人ノ一大本願ナリ、然レドモ現今ノ景況ニ於テ進マン

乎、将タ不進不退自ラ其ノ所ヲ守テ可ナラン乎、未ダ容易ニ其ノ禪機ヲ説ク能ハザルモノアラン、(中略)我輩ハ窃ニ謂フ、今日ヨリ後我ガ国歩ノ進退ニ於テ大ニ注意セズンバ有ル可カラズ、其ノ進ムヤ必ず人民ノ為メニス可シ、其ノ退クヤ必ず人民ノ為メニス可シ、若シ其進退独リ政府官吏ノ欲スル所ニ任セテ、人民ニ謀ラザル如キ有ラバ、寧ロ彼ノ不進不退有氣ノ死人タルノ優レルニ若カンヤ」

(『朝野新聞』M10. 7. 5)

この文章は、西南戦争のさなかに、文明開化政策の方向が定まらないことに対して、いわばジャーナリズム側からの苛立ちを明らかにしたものである。前節で指摘したように、柳北が展開した議論には、所謂「全地球上ノ真理」によって語られる文明世界観とともに、万国対峙の国際社会において「我ガ帝国ノ富強」をいかにはかるかといった国家意識が基調となっており、しかも柳北はそれを強く打ち出すことでジャーナリストとしての立場を主張していた。それだけに、ここでも「文明ノ治ヲ謀リ開化ノ道ヲ求メテ、以テ欧米諸洲ト比肩並馳セント欲スルハ、則チ我邦

人ノ一大本願ナリ」と論じているわけだが、それは何より「人民」のためにすべきであるというのが、柳北の信条であった。上掲の文章にある「其ノ進ムヤ必ズ人民ノ為メニス可シ、其ノ退クヤ必ズ人民ノ為メニス可シ、若シ其進退独り政府官吏ノ欲スル所ニ任セテ、人民ニ謀ラザル如キ有ラバ」云々の言葉も、まさしく政府に対する「人民」(民権派)の立場に立った文明論を表明したものであった。

ところで、一方の政府は、西南戦争のさなかであったにもかかわらず、殖産興業政策の一環として第1回内国勸業博覧会を計画し、政府内部にある延期論を押し切って、同年8月21日には東京府の上野公園内で開催した。この時、朝野新聞社長として開業式に参列した柳北は、当日の様様を次のように述べている。

「我が大政府開物成務以テ富強ノ国基ヲ鞏クセンコトヲ図リ、今茲明治十年令シテ内国勸業博覧会ヲ忍岡ノ公園(上野公園——引用者注)ニ開ク、全国ノ民競テ其ノ貨物ヲ齎シ、自レ西自レ東来タツテ此ニ会同ス、我が天皇陛下乃チ百僚ヲ率キ親臨シテ大ニ開業ノ式ヲ行フ、実ニ第八月二十一日也、小民柳北亦朝野新聞社ニ長タルヲ以テ、幸ニ特恩ヲ承ケ其ノ席末ニ列シテ盛儀ヲ陪観スルノ榮ヲ荷ヘリ、(中略) 廻ニ往昔ノ天地ヲ回顧スレバ、(中略) 戊辰維新ノ成業以來、大ニ旧習ヲ一洗シ 龍駕ヲ東京ニ遷スノミナラズ、東幸西巡親シク稼穡ノ艱難ヲ訪問セラレ貴賤懸隔ノ弊ヲ矯メ、上下襲蔽ノ害ヲ除キ、草野ノ民亦夕天威ニ咫尺スルノ幸福ヲ享ク、加之農商工業ハ国ノ精神ヲ培養スルノ要具タルヲ確認セラレ、勸農勸商勸業ノ諸局ヲ設ケ、竟ニ今回民庶ヲ鼓舞誘掖シテ大ニ斯ノ会場ヲ開クニ及ベリ、自今而後我が邦人ノ争ツテ一益ヲ謀リ一利ヲ興シ、以テ富強ノ国基ヲ鞏クスルニ至ルヤ昭々トシテ火ヲ觀ルガ如シ、是レ柳北ノ公ニ就テ窃ニ感ズル所ノモノ也」

(『朝野新聞』M10, 8, 22)

柳北は、この博覧会に歓迎の意を表して、我が

国の進路がここに決まると評価した。ちなみに、柳北が初めて博覧会を体験したのは、渡欧中のロンドンである。その模様については前述の『航西日乗』に「ケンシントンノ博覧会ヲ一覽ス、新製ノ油画、及ビ烟草、穀物、飲食、絹布、陶器ノミノ博覧場ナレトモ、物品ノ多キ驚クニ堪タリ²⁸⁾」(M6, 5, 1)と述べられているが、まさにそうした博覧会の実現こそが「富強ノ国基ヲ鞏クセンコト」の証明であった。ここに柳北は、「自今而後我が邦人ノ争ツテ一益ヲ謀リ一利ヲ興シ、以テ富強ノ国基ヲ鞏クスルニ至ルヤ昭々トシテ火ヲ觀ルガ如シ」と、大いなる期待を表明したのである。

柳北は、このように政府の殖産興業政策を評価したが、その一方では、明治8(1875)年の「漸次立憲政体樹立の詔」以来、遅々として進まぬ国会開設の動きに疑義を表し、その早期実現を求めていた。

「論者ガ国会ヲ設立スルノ可否ヲ弁ズルヤ業ニ已ニ久シ、若シ之ヲ設立スル尚早シト謂ハマ、則チ尚早キノ口実猶多カル可シ、若シ之ヲ設立スル既ニ遅シト謂ハマ、亦既ニ遅キノ道理無キニ非ズ、凡ソ天下百般ノ事始メヨリ完全ニシテ善美ナラザルヲ憂フレバ、復タ一事ノ着手可キモノ有ラザル也、曰ク税法、曰ク兵制、我邦ニ於テ泰西ノ典章ニ倣フテ改革セルモノ亦皆然リ、何ゾ独リ国会ノ我邦ニ興コス可ラザルヤ、(中略) 若シ之ヲ拒ムノ意ヲ懷ク党派ヨリ論ゼシメバ必ズヤ言ハン、政府ハ何ヲ憂ヘテカ徒ラニ市井草野ノ人ヲ募ツテ此ノ紛々擾々タル事ヲ為スヤ、其害ヲ貽ス有ルモ未ダ其益有ルヲ見ズ、是レ単ニ輕躁論者ノ為メニ鼓舞サレテ、斯ノ不体裁ナル演戯場ヲ開キシ而已ト、我輩ハ窃ニ此ノ党派ノ言ヲ以テ苛酷ニシテ自ラ省ミザル者ト批評セントス、何トナレバ我邦ニ於テ新タニ元老大審ノ二院ヲ設立ス、其ノ初メニ当テヤ百ノ制度能ク整々肅々トシテ、彼ノ泰西諸国ノ如ク然ルヲ得タル乎、歲月ヲ経テ今日ニ至ルモ亦猶之ヲ改竄シ、之ヲ補綴シテ以テ完全ト善美トヲ

求メザルニ非ズヤ、之ヲ政府ニ問ハズシテ
 独リ之ヲ人民ニ責ムルハ、私論ニ非ズシテ
 何ゾ」

(『朝野新聞』M10. 10. 16)

柳北は、維新以来「泰西ノ典章」に倣って諸改革を実行した政府に対し、こと国会開設に限って消極的であるのは承服できないとした。これまで「漸次立憲政体樹立の詔」により元老院・大審院は設立されたものの、両者とも決して「泰西諸国ノ如ク」「能ク整々肅々トシテ」というべき状況ではなかった。そうしてみると、国会もまずそれを開設して「亦猶之ヲ改竄シ、之ヲ補綴シテ以テ完全ト善美トヲ求メ」るべきであろう。柳北がこのように主張したのは、全国人民が「政府ト共ニ我が帝国ノ富強ヲ謀リ、進ンデ歐洲諸国ニ対峙セントスル情景」(『朝野新聞』M8. 4. 15)が是非とも必要であり、そのためには何より「国家立憲ノ政体」が先決であるという意思があったからである。

しかし政府は、こうした言論に対しては、明治8(1875)年6月に新聞紙条例・讒謗律を發布するなどの断固たる姿勢で臨み、多くの新聞記者を処罰するとともに、民権派の新聞・雑誌を廃刊に追い込んでいった²⁹⁾。そうした中で、柳北自身も明治9(1876)年2月に禁獄4箇月・罰金200円の刑罰をうけたことがあるだけに³⁰⁾、そのような政治のあり方には批判的であった。

明治11(1878)年5月14日、所謂「紀尾井坂の変」で内務卿大久保利通が暗殺されると³¹⁾、柳北は「両越州論」と題する論説を発表し、その中で「其ノ民ヲ愛セザル者ハ其ノ身ヲ危クシテ政府モ亦衰フ」とし、また「噫今日ニシテ猶苛察深刻ノ政略ヲ談ズル者アラバ、之ヲ目シテ水野氏(水野忠邦——引用者注)ノ罪人ト謂フモ亦不可ナル無カラン」(『朝野新聞』M11.6.21)と述べて、警察権強化・言論抑圧を推進した大久保を批判した。

大久保が常々、プロシアの宰相ビスマルクに心服し、その専制政治を模範としたことはあまりにも有名である。柳北は、この点についても次のように述べている。

「夫レ大久保公ハ自カラ剛毅果断深沈精確ノ資ヲ以テ、独リ大政ヲ負担シタリ、而シテ他ノ諸公ハ皆大久保公ノ為ス所ニ任カセ、事大小ト無ク一モ曰ク大久保公ニ謀レ、二モ曰ク大久保公ニ聴ケト、敢テ其ノ責ヲ分任スル事無ク、唯ダ大久保公ノ判決シテ指麾スルヲ待ツガ如キ情態有リシナリ、(中略)縦令大久保公ヲシテ天下非常ノ英傑ナラシムルモ、豈一人ノ身ヲ以テ万機ヲ負担シ、能ク其ノ善ヲ尽クシ美ヲ尽クスヲ得可ケンヤ、之レヲ海外ニ徴スルニ、日耳曼ノ宰相比斯馬爾克ハ全歐ノ俊傑ナリ、日国ノ政權ヲ一人ノ手ニ握リ、敢テ之ニ抵抗スル者無シ、而シテ善ク日国ノ治安ヲ致セシ乎、一戦シテ法国(フランス——引用者注)ヲ圧伏スルノ大勲有ルモ、其ノ政略ニ安ズル者殆ド罕レナルニ似タリ、是レ他ナシ、一人ノ剛毅果断ヲ以テ公衆ヲ鎮圧セントスルガ故ナリ、我が大久保公ノ時亦少シク之ニ類スル者莫ランヤ」

(『朝野新聞』M12. 4. 20)

柳北は渡欧中、表-4にもあるように、大久保とはパリで2~3度会い、使節団の視察に随行したこともあるが、木戸のように親密にはならなかった。おそらく、大久保に「剛毅果断深沈精確ノ資」を認めつつも、木戸の「深沈重固内剛ニシテ外柔ニ汎ク衆ヲ愛シ士ヲ敬シ」た人柄の方に深い信頼感をもったものと思える。しかし、そうした点はともかく、大久保のおこなった専制政治が、たとえ殖産興業・文明開化の政策を推進するための手段であったとはいえ、人々の思想を抑圧し、自由民権の言論を弾圧したことの意味は重大であった。所謂「鉄血宰相」ビスマルクは、普仏戦争に勝利しドイツの統一に貢献したにもかかわらず、その苛察政治は国内の秩序を不安定なものとし、何より人民を苦しめる結果をまねいた。これを模範とした大久保政治は、まさに人権抑圧の政治であったと、柳北は評価したのである。

(2) 殖産興業への参加

さて、以上のような時代を経て、所謂「大久保没後体制」の時代が訪れるが、柳北はそれに対してどのように対応したのか。次の文章は、大久保が斃れてほぼ1年後に発表されたものである。

「回顧スレバ客年五月故内務卿大久保公ノ兇人ノ手ニ薨ズルヤ、満朝ノ君子ヨリ在野ノ識者ニ至ル迄皆痛惜シテ措カズ、其ノ甚シキニ至テハ、天下ノ事復為ス可カラズト謂フ者有リシナリ、(中略)然ルニ方今天下ノ形勢ニ就テ細カニ觀察シ来タレバ、官民ノ際相協和シ自然ニ雍々ノ氣象ヲ発生シ得タル、之ヲ大久保公ノ政ヲ執ルノ日ニ比ブレバ、迥カニ過グル者有ルガ如シ、府県会既ニ巖然トシテ四方ニ興リ、詔シテ国家不急ノ土木ヲ廃絶シ、不平土族ノ臂ヲ攘ゲテ風塵ヲ煽起セントスル者、日ニ跡ヲ斂メ全国ニ殺気毒氣ノ漸ク消滅ニ就キタル如キハ、各地ノ新聞紙上ニ觀テ以テ徴ス可キナリ、豈明治十一年五月以前ニ於テ受用シ得タル幸福ナランヤ、(中略)今ハ然ラズ朝廷大久保公ヲ喪ヒシヨリ、大臣皆自ラ戒慎省察シテ曰ク、国家ノ柱石倒レタリ、善ク後凶ヲ為スハ我々ノ協睦スルニ在リト、而シテ各々其ノ職任ヲ分担シ、敢テ人ニ依倚セズ、務メテ公衆ノ望ム所ニ從フテ以テ急トス、(中略)抑モ今日意外ニ雍々タルノ氣象ヲ觀ルヲ得シハ、是レガ為メニ非ズシテ何ゾヤ」

(『朝野新聞』M12, 4, 20)

大久保暗殺後、政府においては大隈大蔵卿・伊藤内務卿・井上工部卿の三者を中心とした体制が成立し、柳北の言によると「官民ノ際相協和シ自然ニ雍々ノ氣象ヲ発生シ得タル」状況が現出するようになったという。これは、大蔵・内務・工部の三省が協調して殖産興業政策にあたるとともに、民間との間に協調関係が生じたことを意味するものであった。ここで「務メテ公衆ノ望ム所ニ從フテ以テ急トス」とあるのは、おそらく政府が諮問機関を通じて民意を募る程度のもの

ではあろうが、それでも柳北は、大久保政権の時代とは格段の違いがあったとした。

明治11(1878)年8月1日、柳北は東京商法会議所議員となり、議事規則調査委員に当選した³²⁾。東京商法会議所は、明治政府が経済界の輿論を代表する組織が必要であると認め、渋沢栄一・益田孝・福地源一郎といった東京財界の名士を動かして設立させたものである³³⁾。それだけに同会議所の役割は、政府の諮問に対する答申や商工業界を代表する建議が中心となり、その他に商工業に関する各種調査、商工業者の紛議に対する仲裁・調停、さらに国内および国際の友好親善活動などもおこなうとしていた³⁴⁾。

表-7は、東京商法会議所第1回総会で当選した役員の顔ぶれであり、そのうち議事規則調査委員の任期は、規則成立までの時期に限られ、その意味では、委員5名のうち会頭の渋沢(栄)や副会頭の福地・益田を除けば、柳北にしても栗本鋤雲にしても何ら一般の議員と変わるものではなかった。それだけに柳北の置かれた立場は微妙であり、そうした関係から、やがて渋沢(栄)との間に商法会議所のあり方をめぐって見解の対立が生ずるところとなった。

翌年3月31日、商法会議所の第7定式集会において、渋沢会頭提出の「各商組合設立ノ議」が議論された中で、柳北は次のように述べている。

「七番(成島柳北) 三十一番(渋沢栄一——引用者注)ノ建議ニ就キ、前会以来情ラ之ヲ熟考スルニ、当会議所ヨリ府庁工建白シテ其設立ノ命令ヲ要スルハ小生ガ好マザル所ナリ、如何トナレバ各組合ヲ立ツルニ当リ、府庁之ヲ布達勸誘シ、当会此間ニ入テ之ガ稟議ヲ受ルモ、時日ノ久シキ自ラ多少ノ弊害ヲ醸生スルノ患アレバナリ、(中略)是レ素ヨリ公益ヲ謀リ、善事ヲ起シテ他ノ怨望ヲ受クルハ敢テ当会ノ辞セザル所ナリト雖トモ、府庁ノ命令ヲ仮リテ以テ其設立ヲ促スガ如キハ到底干涉ヲ政府ニ勸奨スルヲ免レザルベシ、殊ニ各新聞紙上ニ於テハ常ニ干涉主義ヲ惡ミ、喋々之ヲ論駁スルニ非ズヤ、然ルニ当会ニシテ干涉ヲ政府ニ求ム

表-7 東京商法会議所の役員 明治11年8月選出

会 頭 渋沢栄一
副会頭 福地源一郎 益田 孝

内国商業事務委員	外国貿易事務委員	運輸及船舶事務委員	議事規則調査委員
三野村利助 〔三井組〕	大倉喜八郎 〔大倉組〕	岩崎弥太郎 〔三菱会社〕	福地源一郎 〔日報社長〕
渋沢 喜作 〔生糸米商〕	益田 孝 〔三井物産〕	吉村甚兵衛 〔洋酒商〕	成島 柳北 〔朝野社長〕
益田 孝 〔三井物産〕	中山 讓治 〔精工社〕	川崎 正蔵 〔造船所〕	渋沢 栄一 〔第一銀行〕
渋沢 栄一 〔第一銀行〕	岸田 吟香 〔売薬商〕	笠野 熊吉 〔貿易商〕	益田 孝 〔三井物産〕
竹中 邦香 〔米商会所〕	堀越角次郎 〔太物問屋〕	岸田 吟香 〔売薬商〕	栗本 鋤雲 〔報知社員〕

龍門社編『渋沢栄一伝記資料』第17巻、他により作成。

ルハ所謂輿論ニ背馳スルモノト云フベシ、尤モ建義者(建義者——引用者注)ノ弁解ニ依レバ強チ之ヲ干涉ト称スベキニ非ザルガ如シト雖トモ、政府親シク此間ニ立ち入り、之ヲ命令シ之ヲ勧誘スルガ如キ事アラシメバ、幸ニ今日ノ如ク府吏賢明ナレバ敢テ患害ナカルベシト雖トモ、他日不幸ニシテ不明暴吏ノ府政ヲ執ルニ必ズ方ニ弊害ヲ醸生スルニ至ラン、依テ小生ハ当会議所議員ヨリ各自其同業ヲ勧誘掖導シテ之ヲ設立セシメン事ヲ期シ、敢テ官ノ命令ニ依頼スルヲ好マズ³⁵⁾」

(『東京商法会議所要件録』第4号, M12.4.17)

柳北は、渋沢の議案に反対した。その理由は、商法会議所から建白して、府庁が各商同業組合を起こすよう指導した場合に、①旧幕時代のような同業組合の弊害が生ずる、②府庁の命令を借りれば必ず政府の干渉を誘引する、③官吏・府吏の干渉によって弊害が生ずる、などの点にあった。しかし柳北は、この中で「小生ハ当会議所議員ヨリ各自其同業ヲ勧誘掖導シテ之ヲ設立セシメン事ヲ期シ、敢テ官ノ命令ニ依頼スルヲ好マズ」と結んでいるように、商法会議所議員が同業組合の設立に関与すること自体には反対ではなかった。むしろ、東京商法会議所という一個の

団体が政府の力に依存する性格を改めるべきだとした点に、その本来のねらいがあった。

そのほかに、柳北は「偕楽会」会員としても活躍していた。この偕楽会は、明治9(1876)年に柳北が子安峻・安田善次郎・小野義真・岩橋轍輔といった実業界の有力者と「親睦ヲ結ブ為メノ目的ヲ以テ」(偕楽会規則)結成した親睦会で、元来、毎月第二木曜日に集まり、雑談をかわし交情を温める程度ではあったが、明治12(1879)年3月あたりから、府下有数の金融・起業家集団として活動するようになった³⁶⁾。(表-8に偕楽会の主要メンバーを示す)

その活動は、まず横浜洋銀取引所(明治12年3月開業、資本金10万円)を手始めに、東京貯蓄銀行(明治13年11月開業、資本金5万円)を設立し、一方では生命保険会社「共済五百名社」(明治13年1月設立)や、芝公園内の社交場「紅葉館」(明治14年2月開館)を設立するなど幅広い事業をおこなっている³⁷⁾。これらの事業の中で柳北は、東京貯蓄銀行には発起人、共済五百名社には幹事として参加し、また紅葉館の開業に際しても祝文を発表している³⁸⁾。

しかし、そのような事業も巨額の資本を要するとなれば、他の資本家たちとも相和して、その目的を達成しなくてはならなかった。

「政論既ニ党派アリ、商賈ノ道、亦豈党派無キヲ得シヤ、然リト雖ドモ海外諸国ニ於テ商会ヲ立テ其ノ営業ヲ巨大ニスル者ハ、必ず多数ノ富豪ガ相協力スルニ因テ成ルノ結果ナリ、今ヤ我邦僅々指ヲ屈スルノ富豪ニシテ、一進一退互ニ相輕侮シ、常ニ相背馳シ、毫モ国益民利ヲ謀ルコト無ク、唯ダ一個ノ所見ヲ主張シテ、秦楚ノ思ヒヲ為ス、拙策ニ非ズシテ何ゾヤ」

(『瀕津叢談』第12号、M12. 9. 30)

柳北は、我が国で大事業が成立しないのは、商人がそれぞれ「毫モ国益民利ヲ謀ルコト無ク」従来から脱却できないためであるとした。元来、商人にも党派があつてしかるべきだが、欧米諸国では「多数ノ富豪ガ相協力スル」ことがおこなわれ、それが「其ノ営業ヲ巨大ニスル」原動力となっている。つまり、欧米諸国が富裕であるのは、まさに資本家が党派性を超えて大事業を成就させたことにあり、その努力を惜しまないことこそが成功の秘訣であるとしたのである。

この考え方は、やがて直輸出会社「扶桑商会」設立となって現れた。この扶桑商会は、明治政府の直輸出奨励政策によって明治13(1880)年12月に設立され、その設立趣旨によると、従来の外国人

貿易商が利益を独占する商館貿易の弊害を改めて「生糸製茶を始め内地の諸産物及製造品の類を直に外国に輸出し、之を彼市場に販売し官衙商工等の注文に応じ、外国の物品を其産地に就て買収し、直に之を本邦に輸送³⁹⁾」することを目的としていた。

扶桑商会の構成は、表-9に示したように、頭取原田二郎(偕楽会々員、第七十四国立銀行頭取)を中心に、子安峻・中村俊次郎・岩橋轍輔・川崎八右衛門・熊谷武五郎・成島柳北・竹中邦香・岩橋謹次郎・市川好三の9名までが偕楽会々員であり、それに加えて第七十四国立銀行側から蓑田長次郎・中村俊次郎(偕楽会々員)・伏島近蔵・上郎幸八・中山安次郎・茂木惣兵衛らの横浜商人などが、これに参加していた。

扶桑商会は、このように偕楽会・横浜商人が共同出資者となり、堂々たる抱負をもって「国益民利」をはからんとした。同商会は、当時、三菱系の貿易商会および生糸商星野長太郎らの同伸会社と並び称せられ、資本金30万円で発足した巨額の資本力を持つ貿易商社であったといわれる⁴⁰⁾。

また一方、当時の柳北は、ジャーナリストとして、外貨獲得・輸出振興にかかわる事業を支援

表-8 偕楽会の主要な会員 (明治13年)

氏名	前歴	地位	関連事業
成島 柳北 (1837-1884)	幕府会計副総裁、学塾教師	朝野新聞社長 東京商法会議所議員	共済五百名社幹事、 扶桑会商議役
子安 峻 (1836-1898)	大垣藩校教授 外務権大丞	日就社(読売新聞)社長 東京商法会議所議員	共済五百名社幹事 扶桑会副頭取 紅葉館幹事
安田 善次郎 (1838-1921)	富山藩士 両替業	第三国立銀行頭取 東京商法会議所議員	共済五百名社幹事、 紅葉館幹事
小野 義真 (1839-1905)	土佐藩大庄屋 大蔵省土木頭	三菱会社顧問	紅葉館幹事
川崎八右衛門 (1834-1907)	水戸藩大庄屋 為替業	川崎銀行頭取 東京商法会議所議員	扶桑会監督
岩橋 轍輔 (1835-1882)	紀州藩勘定奉行、大蔵少丞	第四十四銀行頭取	扶桑会監督 紅葉館幹事
原田 二郎 (1849-1930)	松坂藩士 大蔵省六等属	第七十四銀行頭取	扶桑会頭取

大日本商人録社編『東京商人録』、大植四郎編『明治過去帳』、
原田積善会編『原田二郎伝』上巻、他により作成。

表-9 扶桑商会の役員構成 (明治13年12月)

役職名	氏名	借 業 会	第74国立銀行	そ の 他
頭 取	原田 二郎	○	○	
副頭取	子安 峻	○		
取締役	中山 讓治			○
〃	阿部弥惣太			○
〃	坂本 則蔵			○
〃	養田長次郎		○	
支配役	円中 孫平			○
〃心得	中村俊次郎	○	○	
〃	上郎 幸八		○	
〃	中山安次郎		○	
〃	小河 善司			○
〃	大沢十次郎			○
監 督	岩橋 敏輔	○		
〃	茂木総兵衛		○	
〃	平沼 専蔵		○	
〃	川崎八右衛門	○	○	
補 助	熊谷武五郎	○	○	
〃	原 善三郎		○	
商議役	成島 柳北	○		
〃	竹中 邦香	○		
〃	岩橋謹次郎	○		
〃	市川 好三	○		
〃	柳下長次郎		○	
〃	伏島 近蔵		○	
〃	新田 義雄			○
〃	大島 成源		○	
〃	杉本 正春			○

- 1) 第74国立銀行の欄は株数20以上の役員・株主を対象とした。
- 2) 『朝野新聞』M13. 12. 18、原田積善会編『原田二郎伝』上巻、横浜市『横浜市史』第3巻下、他により作成。

し、その発展に期待をよせていた。次の文章は、我が国マッチ製造業の始祖とされる清水誠（借業会々員）の「新燧社」を訪れた時の模様である。

「有名ナル新燧社ノ社長清水誠君ハ漁史ニ逢フ毎ニ必ズ曰ク、足下試ニ来タリテ我が製造場ヲ一観セヨト、(中略)是ニ於テ本月二日ヲトシ、清水君ニ請フテ其ノ製造場ヲ観ル、場ハ本所区柳原坊ニ在リ、(中略)夫レ擦附木(マッチ——引用者注)ハ玄微ノ物ナリ、而シテ其ノ価モ極メテ廉ナリ、然レトモ之ヲ造ルノ労力実ニ僅少ナラズ、其ノ木材ヲ遠ク野州駿州ニ取り、猶足ラズシテ之

ヲ北海道ニ搜索シ千里運輸ス、之ヲ削ル者、之ヲ扱フ者、之ヲ火ニ乾カス者、之ニ臘ヲ塗ル者、之ガ長短ヲ齊クスル者、之ニ葉ヲ点スル者、之ヲ再ビ温室ニ燻ムル者、之ヲ束ヌル者、之ヲ函ニ収ムル者、之ガ商標ヲ糊スル者、之ヲ十二個ニ分カチ紙ニ包ム者、之ヲ木箱ニ納レ以テ他郷及ビ海外ニ送ル者、各々課ヲ分カチ区ヲ異ニス、其ノ製場ノ広キ、其ノ工人ノ多キ、其ノ課業ノ捷キ、実ニ人ヲシテ瞠若タラシム、其ノ日日ニ造ル所ヲ問ヘバ寡クシテ二十四五万函ニ下ラズト云フ、嗚呼清水君ノ心カヲ此ノ業ニ尽スノ厚キ知ル可シノミ、何ゾ復タ漁史ノ喋々ヲ須タン

ヤ、若シ此ノ製場ヲシテ愈ヨ盛ニ、愈ヨ大ナラシメバ、必ズ擦附木ノ輸入ヲ防遏シ得テ、更ニ一年幾千万円ノ貨物ヲ海外ヨリ占取スルニ至ル可シ、其ノ国益タル果シテ幾許ゾヤ

(『朝野新聞』M12, 12, 7)

我が国のマッチ製造業は、清水誠がフランス留学中に製造法を学び、帰朝後に大久保内務卿の勧めにより、明治9(1876)年、府下本所区柳原に新燧社工場を建設したことに始まる⁴¹⁾。幕末以来、我が国で使用されたマッチはすべて輸入に依存していたので、明治政府ではその輸入を防遏するために、国内での製造を奨励していた⁴²⁾。柳北も、かねてより「未ダ之ヲ我邦ニ造ル能ハザル事ヲ嘆ゼリ」(『朝野新聞』M12, 12, 7)という感想をもっていただけに、清水の事業には大きな期待をよせていた。

新燧社の製造場は、上掲の引用文にあるように、およそ12工程から成り、主に手作業でおこなうものではあったが、柳北は、そうした工場の実際にふれて「各々課ヲ分カチ区ヲ異ニス、其ノ製場ノ広キ、其ノ工人ノ多キ、其ノ課業ノ捷キ、実ニ人ヲシテ瞠若タラシム」と称賛している。ちなみに、この工場で働いていたのは数百名の年少工女で、その工女たちは就業後に工場内の「教育場」で筆算・読書の授業を受けたという。柳北は、この話を清水本人から聞いて「嗚呼貧人ノ子女日に工銭ヲ得テ、又半文銭ヲ費サズ書ヲ学ビ算ヲ習フテ得ル幸福如何ゾヤ、漁史是ニ至テ喜ビ極マツテ復タ言フ能ハザルナリ」(同上)と述べている。

このほかに、柳北は我が国の漆器製造業にも関心をもち、それが外貨獲得・輸出振興に貢献するものであるとした。次の文章は、堀田瑞松⁴³⁾の漆工芸事業を紹介したものである。

「一刀以テ万象ヲ雕鏤シ奇幻精妙、看客ヲシテ驚嘆セシムル者ハ誰トス、吾友堀田瑞松子ナリ、(中略)瑞松子曰ク、先生(柳北——引用者注)唯ダ余ガ雕鏤ノ技有ルヲ知ル、未ダ髹漆ノ事ニ熟スルヲ知ラザルカ、今ヤ我国産ノ海外ニ輸出ス可キモノ甚ダ多カラ

ズ、漆器ハ我邦ニ最モ名有ルモノ也、而シテ工人其ノ製造ヲ粗ニシ、其ノ虚飾ヲ巧ミニス、是ヲ以テ我ガ漆器ノ声価日ニ下グラントス、余將ニ此ノ工業ヲ改良シ、大ニ海外ニ輸出シテ以テ国益ノ一助タラシメントス、(中略)本月十九日我社ノ偵人來リ報ジテ曰ク、太政大臣三条公、公然駕ヲ堀田瑞松ノ宅ニ枉ゲラレタリト、漁史又疑ヲ起シテ曰ク、瑞松子ハ何ノ求ムル所有テ大臣ヲ其宅ニ迎ヘタルカ、其レ必ズ故有ラント、既ニシテ其ノ実ヲ聞クニ、漆器ノ製造日ニ盛大ニ進ミ、陸続海外ニ輸出シ、其ノ声価頗ル高キヲ以テ、三条公其ノ一大国益タルヲ嘉稱セラレ、親カラ其工場ニ臨ミ詳細ニ其ノ製品ヲ觀覽シ、愈ヨ前途勉勵シテ倦マザラン事ヲ希望サレタリト云フ、(中略)漁史(柳北——引用者注)深ク瑞松子ノ多能ニシテ志操ノ衆ニ異ナルヲ嘆ジ、又太政大臣ノ心ヲ国事ニ用フルノ厚キヲ喜ンデ、此記ヲ作ル」

(『朝野新聞』M14, 6, 23)

ここに、堀田瑞松が漆器製造の改良に着手した経緯と、太政大臣三条実美が堀田の工房を訪れた時の模様が述べられているが、その中で重要と思われるのは、堀田・三条の双方とも、輸出主要産業としての漆工芸を重視し、漆器製造の改良が国益となり得るとしている点である。柳北は、そうした中で「余將ニ此ノ工業ヲ改良シ、大ニ海外ニ輸出シテ以テ国益ノ一助タラシメント」した堀田の意気に感じ、また「愈ヨ前途勉勵シテ倦マザラン事ヲ希望サレタ」三条に深い敬意を表した。

柳北は、以上のように当時の主要輸出産業に注目し、その発展こそが「一大国益」につながるとしたが、また同時に、そうした観点を拡大させて、国内産業全体の進歩・発展を求めんとした。次の文章は、第2回勸業博覧会開場式(明治14年3月1日)に出席した時の模様である。

「明治十年八月第一回内国勸業博覧会ヲ上野公園ニ開設セラレシヨリ、茲ニ五年ノ星霜ヲ経タリ、而シテ今茲復タ第二回ノ会期ニ値ヒ、本日幸ニ開場ノ鴻儀ヲ觀ルヲ得ル

ハ、実ニ我輩ノ欣抔ニ堪ヘザル所ナリ、(中略)夫レ第一回ノ勸業博覧会モ亦我ガ内国同胞ノ勸業会ナリ、第二回ノ勸業博覧会モ亦我ガ内国同胞ノ勸業会ナリ、而シテ其ノ間相距ル僅ニ数年ナルニ、其ノ工業技術ノ豹変驥進シタル、寔ニ驚ク可キ者有リ、往日製造ノ未ダ精良ナラザル者、今日ハ既ニ精良ヲ極メ、前回工作ノ未ダ巧妙ナラザル者、這回ハ全ク巧妙ヲ尽セリ、細カニ満場ノ物品ヲ巡覽シ来タレバ、之ヲ第一回ノ時ニ比シテ殆ド同一ノ国人ガ開ク所ノ会場ニ非ザルガ如シ、嗚呼我ガ工業技術ノ進歩スル何ゾ其レ斯クノ如ク屢々乎タルヤ、是レ実ニ我ガ有司ノ心ヲ勸業ノ一途ニ尽クシ、屢バ共進ノ会ヲ各地ニ設ケ、常ニ奨励鼓舞其ノ宜キヲ得テ、而シテ我ガ同胞亦皆精神ヲ一ニシテ、各其ノ業ニ従事シタルノ成果ニ非ズシテ何ゾヤ」

(『朝野新聞』M14. 3. 2)

ここで柳北は、第1回・第2回博覧会ともに「我ガ内国同胞ノ勸業会」と位置づけて、その間の進歩を「其ノ工業技術ノ豹変驥進シタル、寔ニ驚ク可キ者有リ」としている。これは、もとより国民が努力・精進したがゆえの成果ではあったが、それとともに年来、国民を指導する立場にあった官吏の尽力も忘れてはならなかった。そこで柳北は、この博覧会の成功が「是レ実ニ我ガ有司ノ心ヲ勸業ノ一途ニ尽クシ」た結果であり、さらに「我ガ同胞亦皆精神ヲ一ニシテ、各其ノ業ニ従事シタルノ成果」であるとした。これにより、かかる官民のあり方こそが、我が国の殖産興業における発展もたらしたものであるとしたのである。

(3) 伝統文化への視点

柳北の言論活動では、以上のように殖産興業が論じられたが、それでは文化面においてはどうかであったのか。なお、ここでは、柳北が既に欧米の制度・文物をいろいろなかたちで吸収・消化していたので、その効果を踏まえて述べてみた

い。

前節で指摘したように、柳北は洋行体験を通じて、所謂「文明国」にも古代文化遺産を愛護する精神があると痛感し、帰朝後には、その地球的視野から名所・旧跡の保存は全人類の義務であると主張した。その契機となったのが、明治12(1879)年7月にグラント米国前大統領が来日した事件である。この時の柳北は、東京商法会議所から推されてグラント接待委員に選出され、工部大学校での歓迎会(7月8日)さらには上野公園での歓迎大会(8月25日)の両度にわたって、その接待に当たった⁴⁴⁾。つまり、当時の柳北にしてみれば、「文明国」から初めて元首級の国賓が訪れたということで、東京府民代表として歓迎事業の重責を担うことになったのである。

その間、グラント一行は、7月17日から休養と観光をかねて日光東照宮に向かったが、それを機会に柳北は、次のような文章を発表した。

「米国前大統領格蘭度君ハ本月十七日ヲ以テ下野国晃山(日光——引用者注)ニ赴カレタリ、(中略)且ツ夫レ名勝ノ地ニ存スル古代ノ建築ノ如キハ、之ヲ保護シテ其ノ不朽ヲ図ルハ各国政府并ニ人民ノ共ニ務ムル所ナリ、頃日香港知事ヘンネッシー氏モ亦其ノ説ヲ増上寺徳川氏ノ廟ニ於テ述ベラレシト聞ク、蓋シ其ノ天子タリ將軍タリ士庶人タルヲ問ハズ、其ノ世ニ功德有リ事業有ル人ニシテ其ノ故宅廟墓ノ若キ、皆之ヲ扞護シテ永世ニ湮滅セザシムルハ、人生ノ宜シク務ム可キ所ニ非ラズヤ、然ラバ則チ晃山ニ廟(徳川家康・家光の靈廟——同注)ノ若キ政府ガ若干金ヲ費ヤシテ、永ク其ノ修繕ヲ為ス可キハ敢テ異議無カル可シトス、(中略)嗚呼晃山ノ廟ヲシテ外客ノ縦覽ニ供シ、以テ誇ルニ足ラザラシメバ則チ已矣、若シ是レヲ以テ我ガ日本国内ニ於テ、一ノ名山勝区ト認定シ、且ツ之ヲ公有ノ物ト看做スナラバ、之ヲシテ永世ニ保存スルヲ図ルハ、豈無用ノ冗費ト謂フ可ケンヤ」

(『朝野新聞』M12. 7. 22)

柳北はここで、名所・旧跡の保存は政府・人民

の義務であるとし、日光東照宮の修繕のためには政府がその費用を負担すべきであるとした。ちなみに既に日光東照宮は、このとき既に官幣社となっており政府よりその修繕がおこなわれるべきであったが、なかなか行き届かず破損箇所も多くあったといわれる⁴⁵⁾。したがって、そうした状態に放っておけば、旧観は失われ、数々の貴重な文化遺産は湮滅することにもなる。そこで柳北は、そうした状況を踏まえて、外資の縦覧に供するためにも、日光東照宮などを「一ノ名山勝区ト認定シ」「之ヲシテ永世ニ保存スル」よう求めたのである。

この主張は、やがて民間から官界にもおよぶ保見会運動へと発展した。この保見会運動は明治12(1879)年7月、安生順四郎(栃木県会議長)ら40余名の有志者が「保見会」なる団体を設立したのに始まり、翌年1月の『朝野新聞』に発表された論説「保見会ノ設立」によると、政府は保見会側の請願により、寄付金募集済みの上はこれを領置して利子の積立をおこない、監査・修繕の事を担当することを承諾したという⁴⁶⁾。

保見会では、これにより明治13(1880)年1月から募金活動に着手、また4月25日の会合では松平容保(旧会津藩主・日光東照宮々司)を会長、安生順四郎を副会長に選挙し、他に幹事10名を定めて、追々同志を募ることとなった⁴⁷⁾。

こうした動きに対応して、東京でも榎本武揚(海軍卿)・山岡鉄太郎(宮内大書記官)・栗本鋤雲(郵便報知新聞社員)らの旧幕臣がその趣旨に賛同するところとなり、柳北も会員として専ら尽力するところとなった⁴⁸⁾。

保見会の運動は、このように栃木・東京の中心にして推進され、同年9月上旬には「会員三千人余に至り、野州一國にて是迄申込になりたる贖金のみにて四万三千円余の多額に至り、此外目今取調中の分三万戸程にて凡二万六千円位の見込なれば、総て七万円前後に上ぼる可し、(中略)此程該会資金の内へ内務省より金八千円下賜せらるゝ旨御沙汰あり、又華族の同志ハ百余名あり、已に会員名簿に調印ありたり⁴⁹⁾」とされるまでとなり、まさに機は熟した。

同年10月31日、浅草東本願寺での保見会の集会には、榎本武揚・神田孝平(元老院議員)・前島密(駒通総監)らの官吏・紳士200名が出席、立食の餐があり、まず栃木県有志者小峰新太郎が同会の趣旨を朗読し、ついで柳北が、次のような謝辞を呈した。

「抑モ柳北等ノ不敬ヲ顧ミズ、唐突ニ諸君ヲ煩シテ茲ニ辱臨ヲ請ヒシ者ハ他無シ、一ハ以テ安生氏其他有志ノ徒ガ、晃山ノ為メニ多年辛苦經營シテ今日ニ及ビ、略ボ其ノ宿志ヲ達スルニ至リシ概略ヲ、面ノアタリ諸君ニ告ゲ奉ラント欲スルニ在リ、一ハ以テ諸君ガ聡明ノ余資ヲ煩チ、特ニ高論ヲ賜ヒ更ニ良図ヲ授ケ、以テ此事業ヲシテ大成ヲニ至ラシムルヲ希望スルニ在リ、(中略)諸君ガ此会ヲ棄テズシテ光臨ヲ辱ウシテ謝シ、併テ薄待粗供以テ礼ヲ大賓ニ失フノ罪ヲ謝ス、諸君又幸ニ之ヲ諒セヨ」

(『朝野新聞』M13. 11. 2)

柳北は、ここに栃木・東京双方の会員を結びあわせ、さらには出席した官吏および民間篤志家にも贖金を呼びかけた。かくして、これを機として、浅草東本願寺内には保見会東京出張所が開設され、また『朝野新聞』紙上にも随時「保見会広告」⁵⁰⁾が掲載され、全国の有志者に広く贖金を呼びかけるところとなった。

さて一方、柳北が西洋体験から公園について論じたことは、既に指摘したとおりだが、それでは同時代の文化と公園との間にはどのような関連があったのか。その点を明らかにするために、ここでは芝公園を例として考えてみたい。

芝公園については、前節に引用した公園に関する文章にも「夫レ既ニ上野公園、芝公園有テ清々浄々的ナリ、官員学者風流人以テ縦遊ス可シ」(『朝野新聞』M12. 5. 15)とあり、また上野公園についていえば、これまで内国勧業博覧会場として利用されたことがあるだけに、芝公園とはいくぶん趣きを異にしていた見てよい。

芝公園は、このような点を踏まえ、文化史的に位置づけるならば、まず明治14(1881)年2月15日に公園内の紅葉山に「紅葉館」が開館したこ

と⁵¹⁾、さらに同年4月16日に「紅葉館の能舞台」と呼ばれた芝能楽堂が開設されたことをあげることで⁵²⁾、他との違いが一層はつきりしてくるようになる。ここに芝公園は、閑静なる紅葉山園地を擁した紅葉館に加えて、古典芸能の殿堂たる能楽堂を設けたことで、いわば中流階級以上の嗜好に富んだ公園としての価値が与えられた。

だが、一部の有識者は、この芝公園と紅葉館に関して、人民一般の遊興に供する公園地内において、会員以外は入館を拒否する「私園」が設置されたのは、公園の本義に反するといった趣旨の批判をおこなった⁵³⁾。柳北は、これに対して、次のような反論を加えている。

「夫レ公園地内ニ一部一區ノ地ヲ画シテ、割烹ニマレ、写真ニマレ、猿樂ニマレ、乞食芝居ニマレ、之ヲ営ムハ毫モ怪ムニ足ラヌ事ニシテ、我が紅葉館モ亦然ルノミ、先生(林欽次——引用者注)ハ之レヲ私園ト唱ヘ専有ト称セラルレド、何人ナリトモ不都合千方ナル男ニ非ザルヨリハ、誰レニテモ会員トナルヲ許サガ本館ノ旨趣ナリ、(中略)本館ハ品行風体ヲ扱フノ外別ニ人品ヲ限リシ事ハ、僕ノ敢テ聞カザル所ナリ、(中略)先生試ニ会員トナラン欲セバ、宜ク速ニ会員ノ申込ミヲ為シ給フ可シ、本館ノ規則御承諾ノ上ハ誰カ之ヲ拒マンヤ、然レトモ本館モ創立ノ際ナリ、会員モ予メ三百トカ四百トカ限ラザレバ座敷モ膳椀モ引足り申サズ候、是レ最初ニ人員ヲ限リシ所以ニシテ、理屈ニ於テ毫モ怪ムニ足ヌ事ナリ」

(『朝野新聞』M14. 4. 27)

柳北は、芝公園に紅葉館があるのは、例えば浅草公園に割烹店や芝居小屋があるのと同じで、決して怪しむことではないとした。そしてさらに、紅葉館側が社交場の建前からして「品行風体ヲ扱フ」ことは当然であり、その規則も遵守すべきであるとした。確かに、そういうことになれば「羽織袴ノ上品客ヲ招請シテ、犢鼻褌帯又半纏股引ノ下品客ヲ謝絶」(同上)するが、それでも「西洋のクラブ」に做った社交場が少なかった当時

とすれば、紅葉館の設立はむしろ時代の要請に応じた事業であったように思われる。

ところで、一方の能楽堂では、皇太后の行啓を仰ぎ舞台開きの能が催されて以来、行啓能・華族能・楽師催能・臨時能などが数々催され、前途洋々たる形勢を示したが、やがて華族会員だけでは経営困難となり、翌明治15(1882)年には一般からも会員を募集し、月並能を催して維持策を講ずるようになった矢先、翌年7月にはそれまで能楽再興に尽力してきた岩倉具視が薨去した⁵⁴⁾。

岩倉は、明治4(1871)年に全権大使として米欧視察に途に就き、各国で演劇やオペラを観ているうちに、我が国における能楽の再興を企画し、やがて明治12(1879)年7月に米国前大統領グラントが来日して能楽を絶賛し、その保存方を勧告したことに意を強くして、前述の芝能楽堂建設に心血を注いだという⁵⁵⁾。いわば、こうした能楽保存の動きは、岩倉の例が示すように、その西洋体験とグラント来日という二つの契機によって現れたものであるが、その意味においては既に紹介した、柳北の史跡保存あるいは古物保存のケースとも共通していた。

ところで、以上のような「古典復活」の動きに対して、演劇はどうであったのか。前節でも指摘したように、柳北はパリで劇場に頻繁に出入りし、演劇によって「人情は何処も同じ事、西洋とて決して変わるものに非ず」という普遍的な人間観を感得していた。この演劇に対する観念は、西欧社会の世態・人情にふれた経験と相まって、さらに確信にみちたものとなり、我が国の演劇のあり方にも重ね合わされた。

明治11(1878)年6月7日、新装成った新富座の開場式が催され、これには政府高官が招待され、俳優全員が燕尾服で舞台にならび、その左右には陸軍・海軍両楽隊が並んで交互に音楽を演奏し、雰囲気の大いに盛り上げた⁵⁶⁾。そうした中で市川団十郎は、俳優を代表して祝辞(実は福地源一郎が執筆したもの)を読み「顧るに近時の劇風たる、世俗の濁を汲み、鄙陋の臭を好む。彼の勤懲の妙理を失ひ、徒らに狂奇にのみ是れ陥り、

其下流に趣く、蓋し此時よりも甚しきはなし。団十郎深く之を憂ひ、相与に謀りて奮然此流弊を一洗せんことを冀ひ⁵⁷⁾」云々と、演劇改良の決意を示した。

ところで、こうした動きは、それ以前の4月28日に、伊藤博文(参議兼工部卿)・依田学海(修史館三等編修官)らが、松田道之(内務大書記官)邸で、守田勘弥・市川団十郎・尾上菊五郎らに演劇改良を求めたことから始まっていた。ちなみにこの会は、松田が「劇場の旧習を改め文明の化に従ひ、よろず道々しき事を演じ、高貴の人々までこれを見給ふともみにくかるまじきやふにせんことを、かの俳優(俳優——引用者注)等に告む」機会として設けたもので、その席では伊藤や依田らから「貴人高位の人々、さては外国の貴人などまで、これを見るもはしたなきさまなからん事を初とし、善悪・邪正のすぢ正しく、淫猥の甚しきを削り去らんことを旨とすべし」とか、演劇の「主意は古人を誣ひず、理義を正し、史鑑の述る所に戻らざるにあり」などといった数々の注文が出された⁵⁸⁾。

このような経緯で、明治11年6月には新富座で『松栄千代田神得』が上演されたが、この出し物は2世河竹新七が平岩親吉の『三河後風土記』から脚本化し、依田学海が史実に忠実であるよう助言を加えたものであった⁵⁹⁾。柳北は、これに対して、次のように論評している。

「余、頃日新富座ノ劇場ニ往テ観ルニ、其ノ旧貫ニ仍ラズ面目一新シタル事実ニ驚ク可シトス、座主(守田勘弥——同注)新タニ有志ノ俳優ト謀リ大ニ劇場釐革ヲ為シ、後来漸々改良シテ専ラ上等社会ノ観ニ供シ、猥褻醜汗ノ風習ヲ一掃セントスルハ、豈之レヲ称シテ善キ思案ト謂ハザルヲ得ンヤ、然レトモ余ハ曰ク是レ宜シク注意ス可キノ事ナリ、若シ改良ヲ以テ要務トナシ、劇場独リ急進シ去ルモ、我邦一般ノ社会ハ依然タル旧眼目ナラバ将タ之ヲ如何セン、且ツ況ヤ劇ハ理窟ニ非ズシテ遊戯ナリ、其ノ古事ヲ演スルヤ正史ノ確實ナルニ拠ルヨリハ、寧ロ院本ノ巧妙ナル者ニ拠ル可キヤ、若シ忠

臣蔵ヲ演スルニ当リ、阿軽ヤ小浪ノ如キハ全ク架空ノ人物ナリ、宜シク除却ス可シト議定セバ、有名ナル院本モ改削セザルヲ得ズ、而シテ甚ダ面白ク無イ狂言トナラン事必セリ、是レ豈骨折損ノ草臥儲ケナラズヤ」
(『花月新誌』第48号, M11.6.29)

柳北は、守田勘弥・市川団十郎らの演劇改良に疑問を投げかけた。この演劇改良は、既に述べたように、伊藤参議や福地源一郎らの、歌舞伎は西洋の演劇のように高尚なものとするべきであるという意見をいれたもので、柳北はそれに対して、歌舞伎はあくまで庶民一般のためのものであるとの観点から「若シ改良ヲ以テ要務トナシ、劇場独リ急進シ去ルモ、我邦一般ノ社会ハ依然タル旧眼目ナラバ将タ之ヲ如何セン」とした。この演劇改良をめぐる議論の違いは、西洋演劇を観た我が国の知識人でも対照的な演劇観をかたちづくることの表れであり、いわば外見を西洋劇のように高尚にし「勸善懲悪」を強いる論者と、外見は従来どおりでも世態・人情を重視すべきとする論者との違いであった。この両者の関係から、ここにおいて柳北は、上からの「急進論」が演劇の世界に与える悪影響を考慮して、むしろ江戸の「伝統芸術」たる歌舞伎のあり方を守る立場をとっていたと評価できるだろう⁶⁰⁾。

そうした立場はまた、演劇は史実に忠実であるべきとした依田学海にも向けられた。このことは、アカデミズムの容喙により演劇本来の妙味が失われることに対する、一つの警告でもあった。ここで、柳北は「劇ハ理窟ニ非ズシテ遊戯ナリ」との観点から「其ノ古事ヲ演スルヤ正史ノ確實ナルニ拠ルヨリハ、寧ロ院本ノ巧妙ナル者ニ拠ル可キヤ」と論じ、正確無比の「正史」が優れた演劇を生み出すのではなく、優れた「院本」(脚本)が優れた演劇を生み出すのであると主張した。この主張は、演劇というものが「理窟」に従属するものでないように、「正史」に従属するものでなく、一個の独立した芸術であることを示したものであった⁶¹⁾。

さて、以上のような演劇観に対して、小説についてはどうであったか。前節でも指摘したように、

柳北の演劇観はそのまま小説の世界とも重ね合わされ、普遍の人間観にもとづき「情史」の有用性を主張するまでとなった。しかしながら、当時の我が国では西洋の小説に匹敵する文学形式はなく、ただ江戸時代の草双紙の流れを汲む「続き物」が所謂「小新聞」（傍訓新聞）紙上に連載され、これが市井の人気を得ていた。この「続き物」は明治11（1878）年9月、『東京絵入新聞』に前田健次郎（香雪）の「金之助の話」が連載されたのが初めとされるが、元来が「三分の事実へ七分の潤色を加へた続き話」で「其の構想は京伝馬琴等が趣向の上に出でず、其の筆致は種彦春水の模倣に過ぎなかつた」といわれるだけに⁶²⁾、所謂インテリ読者の嗜好には合わないきらいがあった。

柳北は、そうした動きに対して、明治10（1877）年9月から翌年2月までの期間、自身が主宰する『花月新誌』（明治10年1月創刊）にクリステマイエル作・神田孝平訳の「楊牙児ノ奇獄」（柳北が潤色・抄録したもの）を連載し、西洋小説の妙味を漢文学愛好のインテリ読者層に知らしめ、また明治11年の春には、リットン作・丹羽純一郎訳『花柳春話』題言を寄せて、それまで東洋一辺倒であった読者をいっぺんに西洋賛美者に変えたとさえいわれる⁶³⁾。

そして、柳北は『朝野新聞』紙上でも、明治12（1879）年11月に「記= 仏国義猫事-」を4回連載、さらに明治13（1880）年8月には「女優馬利比越児ノ審判」を10回連載して、「小新聞」の「続き物」に対峙した翻訳物のかたちを示した。その趣旨は、次の「女優馬利比越児ノ審判」序文からうかがえる。

「頃日病牀偶マ仏国ノ一女優情夫ヲ謀殺スルノ一奇話ヲ獲タリ、録シテ以テ雑録欄内ニ填ス、此ノ話敢テ取ル可キ無キニ似タレドモ、亦以テ泰西法官ノ情ヲ酌ミ律ヲ用フルノ公正ナルヲ見ル可シ、看官幸ニ尋常一般流行ノ続き物語ト看做ス事勿レ」

（『朝野新聞』M13. 8. 12）

「女優馬利比越児ノ審判」は、パリの新聞に掲載された事件を翻訳・紹介したものであるが、そ

の中で特徴的といえる点は、事件の経緯や裁判所での審理の模様などを詳細かつ平明に記載したところにある。これが「続き物」であれば、事件がいかにかつ伝奇的であるかを誇張するあまり「三分の事実へ七分の潤色を加へた」ものになり、いきおい「其の筆致は種彦春水の模倣」にもなりかねない。しかし柳北は、そうした「続き物」の世界とは一線を画し、「泰西法官ノ情ヲ酌ミ律ヲ用フルノ公正ナルヲ見ル可シ」と、人間の崇高な情愛が時として厳正なる法律にもまさることを説いたのである。

柳北の描く文学の世界は、このように西洋に題材を求めた翻訳物として現れた。これは、草双紙の流れを汲む「続き物」に対峙しながら、翻訳物という新しい文学の分野を模索していたことを物語るものである。

4. 「文明開化」の終焉をめぐる

これまで成島柳北の言論活動を、明治10（1877）年から同14（1881）年前半までにわたり見てきたが、本節ではその後の言論活動がどのような展開となるのか、とくに明治14年後半以後の政治や経済や文化とのかかわりから、その「文明開化」への意思においてどのような変容が見られるのかを見てゆきたい。

(1) 明治14年政変以後の状況

周知のとおり、明治14（1884）年10月となって、参議大隈重信をはじめ政府高官が続々と辞職した。明治14年の政変である。この事件は、そもそも政府内部で国会開設をめぐる急進論の大隈と漸進論の伊藤博文とが対立し、しかも同年7月の開拓使官有物払下げ事件を機に、民権派の政府攻撃が高まったことで、岩倉具視・伊藤らが危機打開策として政敵である大隈の追放を断行した事件である。

大隈は、この間、明治13（1880）年に最高潮となった国会開設運動に対応して、政府内で「此際速かに国会の開設を断行しなければならぬ⁶⁴⁾」

と主張する一方で、『朝野新聞』など民権派有力紙をもって国会早期開設の世論を喚起していた。やがて、官有物払下げ事件が起こり、世論は沸騰して騒然たる勢いとなると、政府内部では、これが大隈の煽動によるものとする一種の陰謀説が流れた。大隈は後年、その模様を次のように証言している。

「輿論の火の手は揚がつて、天下は騒然容易ならざる形勢となり、各地で演説会が起り、遂に有名な新富座の演説会となったのであるが、(中略)所がこれが所謂轟風の引き倒して、迷惑千万なのは我輩一人と云ふことになった、それはかうである、火の手は盛んに燃え揚がつたが、それを煽動して火を附けたのは大隈だと云ふことになったは未だいゝ頃で、云へば革命とでも云ふか、其頃の言葉で我輩が叛乱を企てたと云ふ訳で、我輩トウ〜謀叛人になつて了つた、而も此大隈の謀叛の裏には福沢諭吉が参謀となり、軍用金は三井、三菱が出して居るとまで政府側では云ひ出した、殊に当時我輩は主義宣伝のために本願寺を手先に使ひ、本願寺を中心にして朝野新聞に成島柳北が居て、其筆で全国六七十万の門徒に宣伝して居たから、此天下騒然の状を呈して居たので、己れ火をつけたのは大隈だ、大隈は太い奴だ横着な野郎だと、表面具体的な材料は無い訳で、今にして思へば芝居の筋は頗る喜劇に類する位だが、皆でトウ〜叛逆者にして了つた⁶⁵⁾」

上掲の「本願寺を中心にして朝野新聞に成島柳北が居て、其筆で全国六七十万の門徒に宣伝して居た」といった文言は、誇張があるといえないではないが、それにしても政府開明派として国会早期開設を主張する立場にあった大隈が、世論の形成機関である新聞を重視していたことは明白である。その場合に、大隈が『朝野新聞』を通じて、その「主義」を全国の本願寺門徒に宣伝していたというのは、おそらく国会早期開設の運動を全国的に展開するところからねらいがあったのだろう。しかし、まもなく官有物払下げ事

件が起こり、反政府の世論は一層高まり、その勢いは遂に明治政府の土台をも揺るがす事態となった。そうした中から政府には、大隈が本願寺全門徒を煽動して政府転覆をはかるといった流言が生まれたものと思われる⁶⁶⁾。

ところで、柳北と大隈との関係は、大島隆一氏の説によると、明治11(1878)年頃、福沢諭吉が仲介して相知るようになったといわれる⁶⁷⁾。だが、実際には「明治十二三年の頃に当り当時の大蔵卿たりし大隈氏は民間にあるものを籠絡して大に為す所あらんとして、頻りに交際を求めしを以て、新聞記者は往々其門に出入し、成島氏も何時か其葉籠中の者となり、屢々余を伴ふて大隈邸に赴かんとす⁶⁸⁾」(末広鉄腸『新聞経歴談』)とあるので、明治12(1879)年以降に親密なる交際へと発展していったものと見られる。

柳北は、以上のような経緯から、明治15(1882)年4月16日に立憲改進黨(総理大隈重信)が結成されると、これに入党した。既に政党を組織する段階で、柳北は「発起人」や内規起草委員(表-10を参照)にも選ばれており⁶⁹⁾、しかも改進黨結成に当たっては、全国読者に次のような呼びかけをおこなっている。

表-10 立憲改進黨内規起草委員
明治15年4月選出

河野敏謙 (39)	前農商務卿
前島 密 (48)	前駅通総監
小野 粹 (31)	前会計検査院一等検査官
牛場卓藏 (33)	前統計院少書記官
矢野文雄 (33)	郵便報知新聞社長
成島柳北 (46)	朝野新聞社長
沼間守一 (40)	東京横浜毎日新聞社長

「嗚呼全国ノ諸君ヨ、今日ニ於テ其ノ心蠢頑固陋ニシテ旧習ニ恋々タル者ニ非ザルヨリハ、誰レカ国家ノ改進黨ヲ希図スル者有ラン、誰レカ人民ノ自由ヲ企望セザル者有ランヤ、苟クモ改進黨自由ヲ希望スル者ハ即チ或(我——引用者注)ガ良友ナリ、即チ我が黨員ナリ、我党ハ人ニ党スル者ニ非ズ、利ニ党スル者ニ非ズ、名ニ党スル者ニ非ズ、我が主義ヲ

同ジクシ、我が目的ヲ同ジクスルノ人ニ党スル者也、故ニ其ノ賢愚ト貴賤トヲ問ハズ、我レト其ノ主義目的ヲ同ジクスル者ハ、来タツテ我党ニ加ハリ、以テ我が王室ノ尊榮ヲ無窮ニ保持シ、人民ノ幸福ヲ永遠ニ享有スルヲ期セヨ、(中略)我輩ハ既ニ安危死生ヲ我党ト与ニスルヲ期スル者ナリ、希ハクハ来タツテ我党ニ加ハル者、亦志操ヲ堅クシ、其ノ節義ヲ重ンジ、誓テ我党ノ体面ヲ汗スコト勿ランヲ、我輩ハ切ニ希望スル者ナリ」

(『朝野新聞』M15, 4, 18)

柳北は、この中で「国家ノ改進黨」「人民ノ自由」を標榜して改進黨に参加するよう訴えた。以上によると、「改進黨ヲ希望スル者」は「我が黨員ナリ」となるが、それを主義として規定するためには、改進黨主義なのか、あるいは自由主義なのかを、敢えて峻別しておく必要があったように思われる。それに比べて、後段の「我レト其ノ主義目的ヲ同ジクスル者ハ、来タツテ我党ニ加ハリ、以テ我が王室ノ尊榮ヲ無窮ニ保持シ、人民ノ幸福ヲ永遠ニ享有スルヲ期セヨ」という文言は、「立憲改進黨趣意書」(3月14日発表)の「一、王室ノ尊榮ヲ保チ、人民ノ幸福ヲ全ウスル事」という約章と符合するものである。それだけに、前述「改進黨ヲ希望スル者」云々の言葉に関しては、むしろ前記「趣意書」の「政治ノ改良前進ハ我党ノ冀望シテ止マザル所ナリ」といった文言の中から充てた方がより正確であったといえる。

しかし観点を変えて、これを『朝野新聞』側の主張と見れば、まったく異なる意味あいがある。当時の朝野新聞社の内情を踏まえると、表-11に示すごとく、社主から主要記者までが改進黨・自由両党のいずれかに属しており、主筆末広重恭(鉄腸)の言葉を借りれば「自由党の起るや我々は進んで之に加盟せしが、大隈氏の改進黨を組織するに及び嘸鳴社は多く之に加盟せしが、而して成島氏を始め朝野新聞社員の過半は同党に入れり。是に於て一の新聞社にして二つの党派に關係する事となれり⁷⁰⁾」(『新聞経歴談』)とい

うだけの状況があった。それゆえ、社長柳北の立場としてみれば、それぞれの主張を包括して社内での融和をはかるためには、敢えて「改進黨自由ヲ希望スル者ハ即チ或(我——引用者注)ガ良友ナリ」とした方が、むしろ穏当であったものと考えられる。

かくして柳北は、改進黨員である立場と、朝野新聞社長という立場から同社の矛盾を弥縫する状況に置かれたように思われるが⁷¹⁾、一方では盟友子安峻(偕楽会員)との関係から、その主張を『読売新聞』紙上において発表するようになっていた⁷²⁾。この頃、柳北は、月平均3~4回程ではあったが、同紙の「読売雑譚」(社説)欄に寄稿しており、しかも編集長加藤瓢乎は同じ改進黨員であったので、改進黨主義による時事批評を発表することができた。次の文章は、立憲改進黨結成を目前にして、「国家ノ改進黨」が何より大切であると訴えたものである。

「我邦古蹟を愛し古物を玩ぶの風習ハ、古き世よりありしなれど、此三四年このかた上も下も古蹟を尋ね古物を求めて、之を永遠に保存せんとするの心の俄かに深くなりしハ何故だと考ふるに、泰西諸国の古代の物を貴重し愛護する風の次第に伝染し来たりしなり、こハ如何ほど西洋嫌ひの人と雖も、左にハ非ずと抗論する事能はざるべし、(中略)独り怪む、斯く保存説の流行に似合はず大切なる我が日本国の保存の心に留めぬ人多きを、ハ目前の利慾にのみ趨り、或ハ旧習の固陋にのみ泥み、毫も我邦の独立富強を永遠に保存するの計とを為さず、海の四方にハ畏る可き勁敵の環視するに心づかず、奮ッて彼れと対峙せんにハ、断然改良の途に就く可きを知らずして、因循姑息一日〜を送るハ、豈嘆かしき事ならずや、嗚呼古蹟古物を保存するハ唯之を保守して可なりと雖も、我邦を永遠に保存せんとするの道ハ唯改良の一途に在り、今日に於て保守以て国の保存を図らんとするハ、熱を患ふる病客を大切に一室内に鎖閉して、鮮新なる空気の流通を絶ち、以て其の生命を保存

せんと欲するに異ならず、哀しいかな」

(『読売新聞』M15, 3, 30)

柳北は、我が国でも古蹟・古物を永遠に保存せんとする動きが出てきたのに、いまだに「大切な我が日本国の保存の心に留めぬ人」が多いことに疑問を投げかけた。それはなぜなのか。——我が国では、いまだに「目前の利慾」にとらわれ「旧習の固陋」になずむ人々が多いからである。そればかりではない、そうした人々は「毫も我邦の独立富強を永遠に保存するの計とを為さず、海の四方にハ畏る可き勁敵の環視するに心づかず」、因循姑息の日々を送っているありさまである。果してこのような現状で我が日本国の存続は可能なのか。——否、全国人民は我が国の「独立富強」をはかり、進んで欧米列強に対峙しなければならない、「奮って彼れと対峙せんにハ、断然改良の途に就く可き」である。柳北は、以上のような論法の中から、「我邦を永遠に保存せんとするの道ハ唯改良の一途に在り」という主張を導き出すのである。

上掲の文章は、年来の主張である「独立富強」論を述べたものであり、同時に「立憲改進黨趣意書」の「政治ノ改良前進ハ我党ノ冀望シテ止マザル所ナリ、蓋政治ニシテ其改良ヲ加ヘ其前進ヲ為サ、レハ、徒ラニ無窮ノ尊榮ヲ冀ヒ、空シク遠

永ノ幸福ヲ望ム所ニアラス」という文言を平易にしたものである。ここに柳北は、それまでの持論を新たに改進黨と規定して、言論活動を展開するようになった。

かくして柳北は、改進黨にもとづく政治啓蒙を展開するようになった。その中で、柳北がとくに意図的におこなったのは、福地源一郎らが組織した立憲帝政党への言論キャンペーンではあったが⁷³⁾、そのほかにも明治政府と結びついた政商たちにも批判を浴びせ、政府の干渉を排して事業をおこなうべきとする、自主自営の論を説くようになった。

「我が日本の商賈ハ外国の商賈に敵し難しと云ふ、是れ世上の通論なり、漁史も亦しか思ふなり、商賈の人々も亦自からしか思はるゝならん、然れ共我が商業も外国の商業も同じ商業なれば、決して及ばざるの理ハなき筈なるに斯く優劣と思ふ事有り、其一ハ協同親和して力を一にし貨を併せて大商業を営む事を好まず、独り利を専らにせんとするに因れり、此考案ハ既に世上にて弁論せし者多ければ、今改めて述るに及ばじ、其二ハ何ぞや、我が商賈ハ大利を獲るに必ず官省に出入し、官吏に依附し其氣脈と其威力とに因て商業を企つる様なり、是れ其

表-11 朝野新聞社の党員別構成 (明治15年)

職位	氏名	立憲改進黨	自由党	末詳	備考
社主	乙部 鼎	○			借業会員
社長	成島 柳北	○			〃
客員	馬場 辰猪		○		国友社員
幹事	末広 重恭		○		〃
〃	高橋 基一		○		〃
補助	浅野 乾		○		〃
〃	堀口 昇		○		〃
印刷長	沢田 直温			○	
編集課	内田 誠成	○			
〃	磯部 節	○			
〃	宮下平三郎	○			

指原安三『明治政史』第15編、明治史料研究連絡会編『自由党員名簿』、他により作成。

遂に外国の商賈に及ばざる所以なり、試に看よ、我が商賈ハ官府に依らざれば、巨利を博するの道無きが如くに思ひ込み、甲も乙も皆其方略を求むるのみにて、決して我が力を以てし、我が智を以てすること無く、宣資を仰ぎ官権を仮るを上策となし、妙計となし、毫も自立自営するを務めず、斯くの如き風習にして、安んぞ外国の商賈と鹿を中原に争ふを得んや

(『読売新聞』M15, 4, 23)

柳北は、この文章の中で、我が国の商人には元来、協同して大事業を起こす慣習がなく、政府と結んだ政商でなければ成功しないという状況があるとし、それがそもそも外国商人とは太刀打ちできない原因であるとした。この指摘は、既に紹介した渋沢栄一(東京商法会議所会頭)への批判にも通じ、また一面では前年の所謂「生糸荷預所事件」とも重なり合ってくる。

柳北が、このように日本商人が外国商人に太刀打ちできないとし、政商資本による弊害を批判したのは、おそらく、前年9月の横浜聯合生糸荷預所をめぐる事件が、いまだ記憶に新しかったからであろう。ちなみに、この事件は、我が国の生糸売込商・政商資本・直輸出会社が、生糸の取引方法をめぐって外商と全面衝突した事件で、その解決には東京商法会議所から渋沢栄一(会頭)・益田孝(副会頭)の両名があたり、外商側と交渉した事件で妥協をはかったことで、遂に同年11月18日には決着を見ている⁷⁴⁾。

横浜聯合生糸荷預所は、生糸売込商の原善三郎・渋沢喜作(渋沢栄一の従兄)・茂木惣兵衛が政商資本の三井物産・貿易商会(三菱系)と手を結び、外商に対抗すると同時に生糸流通機構の独占化をはかるために設立したものであったが、その設立には直輸出会社の扶桑商会や同仲会社もこれに参加したという経緯がある⁷⁵⁾。扶桑商会は、既に指摘したように、原田二郎・子安峻(明治14年2月、原田に代わり頭取に就任⁷⁶⁾)らの偕楽会グループが中心となって、従来の商館取引の弊害を改めて「生糸製茶」を直輸出するとの趣旨により設立した商社であった。それだけに、外

国に直輸出する同商会としてみれば、横浜で外商と取引する生糸荷預所に参加する意味はなかったように思われる。

荷預所内部のかかる矛盾は、11月10日の荷預所株主総会で明らかとなった。その席上、渋沢・益田は、外商側には共同倉庫設置を認めさせる代わりに、荷預所側は暫定的に従来の取引方法の改善持続を認めるとした妥協案を提出し、それに対して扶桑商会の子安峻は、従来の商館取引をやめ荷預所・共同倉庫設置を否定する代わりに、売込問屋の店頭取引を主張するといった対案を突き付けた⁷⁷⁾。これにより同日の株主総会では、前者の案には大株主である巨大売込商・政商代表者が支持したのに対し、後者の案には人数で上回る直輸出会社・中小売込商が賛成にまわる事態となった⁷⁸⁾。その結果、子安案は勝利したが、翌日に開かれた地方荷主総代・売込問屋の合同会では、荷主総代の活動が功を奏して、渋沢・益田案が勝利を収めた⁷⁹⁾。

かくして生糸荷預所事件は終結したが、これを機として、扶桑商会は業績不振で急速に衰える事態となった。この点については、明治14(1881)年7月から12月までに、仏・英・米の3国に生糸164俵を輸出し、それ以後は輸出するにいたらなかったことから明らかである⁸⁰⁾。しかも、上記の業績不振と荷預所事件(実質的には業務中断)とがほぼ重なることから、かかる衰退の原因が何であれ、事件の影響を受けていたものと考えられる。

以上のように見ると、上掲の政商批判は、子安・柳北らのグループが推進した直輸出事業が、政商資本の厚い壁を前にして頓挫したという経験をふまえたものと評価できるが、ここであらためて、当時の偕楽会々員がどのような状況にあったのか、いくつかの例を挙げて検討して見る必要があるように思われる。

まず、偕楽会々員の中でも、第七十四国立銀行頭取の原田二郎は、横浜洋銀取引所・貯蓄銀行・扶桑商会の創立に尽力したにもかかわらず、明治14(1881)年1月には横浜高島町遊廓移転にからむ土地買収問題の責任をとり辞職、あわせて

貯蓄銀行・扶桑商会の頭取をも退任するという事態となった⁸¹⁾。また、第四十四国立銀行頭取の岩橋轍輔は、明治12(1879)年8月には北海道開進会社を起し、北海道開墾を畢生の業として素志の貫徹に務めたが、中途にして肺病を患い、遂に明治15(1882)年10月28日に没した⁸²⁾。これに対して、第三国立銀行・安田銀行頭取の安田善次郎は、元来、三井銀行・第一銀行など主要銀行との対抗上「飽くまでも独力を以て」推進する立場ではあったが、明治15(1882)年10月に日本銀行が設立されると、大蔵卿松方正義の推輓により日本銀行理事に就任した⁸³⁾。そのほか同年8月には、所謂松方デフレによる紙幣整理の影響で、経営危機に瀕していた第四十四国立銀行を救済し、第三国立銀行との合併を果たすまでになっていた⁸⁴⁾。

一方、『読売新聞』社長の子安峻は、前記扶桑商会の事業不振という問題はあったものの、本業の方では同紙の年間発行部数が明治14年から明治17年にかけて520万～470万部(府下第1～2位)を維持、当時の「小新聞」としては全国屈指の業績を誇っており⁸⁵⁾、しかも前記の安田善次郎と期を同じくして日本銀行監事に特選されていた⁸⁶⁾。また『朝野新聞』社長の柳北は、同紙の年間発行部数が明治14年から明治16年にかけて320万～270万部程度(府下第2～3位)を維持していたが、明治17年には205万部(府下第5位)と大幅減になっていたことから⁸⁷⁾、当時第一級の「大新聞」とはいえ読者数減退という問題に直面していたといえる。しかしながら、そうした状況下においても明治16(1883)4月には『絵入朝野新聞』を合併吸収し、同紙が明治17年には184万部程度(府下第7位)を維持したことから⁸⁸⁾、『朝野新聞』の頹勢を補い、いわば「小新聞」の部門を兼有することで経営の活路を見出し出していたものと見られる。

偕楽会の会員は、このように、所謂松方デフレによる不景気が進行してゆく中で、それぞれの事業で難局を乗り越えるよう努力していた。その点では、会員個々には絶えず事業にともなう危険があり、しかも不景気によってそれが誘引

されるだけに、会員どうしが相互扶助的な連携をもちつづける必要があった。安藤良雄氏は、そうした偕楽会のあり方を「これらの人々は、銀行家、ジャーナリスト、官吏等多彩な顔ぶれであるとはいえ、政商資本の本流ではなく、また維新政権の主流に直結してもいなかった。維新変革の激動のなかでひきおこされる封建武士団の解体・没落、投機的景気変動の過程で浮沈を繰り返す都市中小商工業者層の転変に対し、彼らは相対的に親近感を持ちえたであろうし、その『相互扶助』の必要性を感じていたといえるのではなかろうか⁸⁹⁾」と指摘している。

(3) 対峙する改進黨主義

さて、明治16(1883)年後半に入ると、デフレによる不景気が進行して、社会全体に名状しがたい一種の沈滞気分が覆うようになった。以下に掲げる文章は、まさに不景気に直撃された社会の様相を物語るものである。

「漁史(柳北——引用者注)、近比世上の形勢を窺ふに、至つて物静かになりたり、(中略)官吏紳士豪農巨商神主坊様文人墨客猫も杓子も、皆活潑の氣力無く、唯其日々々を送り因循苟且のすがた有るに似たり、政党も振はず、新聞演説も氣焰乏しく、銀行会社芝居貸座舗寄席茶屋芸者、何もかも不景気なり、(中略)噫何ぞ世間の物静かなるや、古き書を読み古き世を慕ひ、物静かに余生を隠居所に送らんとする老学士にハ、是れが誠に結構なる可しと雖も、苟くも国権を張り国利を開き、民権を盛んにし民利を求めて、海外諸国に比肩せんと欲する考案より視察する時は、此の物静かなるは、喜ぶ可き事なるや、憂ふ可き事なるや、漁史窃に惑ふ、希はくは、世上の有志諸君、少しく活潑の精神を發揮せよ」

(『読売新聞』M16, 9, 28)

ここに見るごとく、松方デフレによる折からの不景気で、人々の「活潑の氣力」は失われ、社会のあらゆるところに「物静か」が浸透した。し

かも、明治23(1890)年の国会開設に向けて高まった政党熱も下火となり、ジャーナリズム・言論界にも一時のような活気は見られなかった。柳北は、そのような事態を一國の問題としてとらえ、不景気がこのまま続けば、民力はもとより国力まで衰えて、我が国の進路にも深刻な影響を与えるとした⁹⁰⁾。「苟くも国権を張り国利を開き、民権を盛んにし民利を求めて、海外諸国に比肩せんと欲する考案より視察する時は」果してそれで良いものか——。ここに柳北は、我が国が国際社会において西洋諸国に対峙するためには、何より社会全体に「活潑の気力」がよみがえり、景気の回復がおこなわれることが緊要であるとした。

このような事態とともに、思想の世界においても大きな変化が現れた。山路愛山は、その変化を「米相場低くして百姓容易に財囊を開かざる時は政論衰えて政治家も難渋せざるを得ず。こは政治家の上のみならず。思想文学においても同様なり」として、さらに「その有様を総合してこれを論ずれば今まで世界の文明を丸呑にし欧羅巴その俣の世界を日本の島に現出したる進歩の精神はここに一頓挫し、稍懐古恋旧の気風を生じたるものなり」と論じている⁹¹⁾。

かくして、思想の世界でも世の不景気とともに、それまでの「進歩の精神」が後退し、所謂「懐古恋旧の気風」が現れたことになるが、そうした流れの中で最も注目すべきは、明治12(1879)年夏より元田永孚(天皇侍講)によって勅撰修身書『幼学綱要』が編纂され、明治15(1882)年12月におよんで同書が宮内省から出版された点であろう⁹²⁾。『幼学綱要』は、上中下三冊七巻によって構成され、孝行・忠節など20の徳目をあげ、それぞれについてその大意を説いたものであるが、その根底にはそれまでの欧米心酔の風潮を批判的に受け止め、忠孝仁義を中核とした儒教主義教育を復活させ、幼童を忠君愛国の国民へと導くといった意図が見られる。ここにおいて、政府が推進した文教政策においては「進歩の精神」が後退し、所謂「懐古恋旧の気風」がまさに現実のものとなった。

この事態に在野の立場から、まず福沢諭吉が『時事新報』に論説「教育の方針変化の結果」(M15.11.30)を発表して、かかる教育政策の変更は「満天下の教育を忠君愛国の範囲内に踰踏せしめんと試み」るものであり、同時に「文明進歩の大勢を留めん」とするものであると批判した。これに呼応して、柳北も『読売新聞』に次のような文章を発表し、『幼学綱要』の反動的性格を衝き、儒教主義の復活を時代の趨勢に逆行するものと批判した。

「古ハ愚にして今ハ智なるか、古ハ儉にして今ハ奢なるか、其の評論ハ姑く措き、世運の変遷して今日の天地にりし上は、決して人力の左右し得可きに非ず、然るを眉を顰め涙を流し、必ず此の風潮を挽回して、往昔の如き天地に戻さんと氣を揉も、決して能はざる事にぞ有る、況や人民の智識日に進み、広く各国の事情を識り、細かに人間の道理を覚りたる上は、之をして再び昔の質樸従順なる人民たらしめんと欲するもて、逆もかなはぬ望みなるをや、人若し十八九にもなりし少年を捕へて、之を五六歳の小兒同様ならしめんとするも、能く其の意の如くなる可きか、決して出来ぬ事にぞある、(中略)幾年立つも五六歳の小兒たらしめんと欲するハ、誤りに非ずして何ぞや、若し此道理を知らば、古を慕ふて今を厭ふ心の出ぬのみならず、世の風潮にハ決して逆らふ可からざるものなるを悟り得可し、近比何の為めか務めて陳腐なる説を唱ふる人の出で来たりしと聞きしまま、其徒勞に属するのみか、却つて社会の激動を買ふ媒たらん事を恐れ、一言の忠告を為す」

(『読売新聞』M15. 12. 6)

柳北は、我が国に開明の風潮が広まり、人民の智識が日増しに進むのに対して、時代遅れの儒教主義教育をもって「再び昔の質樸従順なる人民たらしめん」とするのは、明らかに無理があるとした。この見解には、それまでジャーナリズムにあって、新知識の啓発者、自由民権の代弁者たらんとしてきた自信が溢れている。だが、かかる

儒教主義教育が強行された場合には、どのような事態が起こるのであろうか——柳北は、この点について「其徒勞に属するのみか、却つて社会の激動を買ふ」であらうとした。

越えて明治17(1884)年となると、政府は中学校通則(1月26日公布)を定め、忠孝彝倫の道を中等教育にまで徹底せんとした⁹³⁾。このことは、それまでの儒教主義教育の方針をさらに強化したものであり、その点ではそうした動きが文明論の立場に立つ柳北を刺激しないわけにはゆかなかつた。次に掲げる文章は、明治12(1879)年あたりから「古物」保存運動が盛んになったのは良いとしても、それと相まって儒教主義教育が国民の間に浸透してゆくのは、我が国のために一大不幸であるとしたものである。

「扱古物といへば古物商の店頭に在る物のみにハ非ず、古きものハ皆古物なり、彼の茶の湯や能狂言や平家や犬追物や大弓や撃劍や相撲や狩野土佐の画や有名の神社仏閣や、近来世間の流行としてヤレ集会、ソレ展覽、コレハ保存、アレハ修繕など云ふ事物ハ皆古物に相違無し、而して此比、新発明道德先生の担ぎ出す漢学の御本類、大学や論語や孟子は少々禁物ですが皆是れ古物にこれ有る可し、是等の古物の世上に流行するは、宜き事に相違あるまじけれど、之が為め、追々開けゆく我邦の人智をソロ〜跡へ引戻し、昔の野蛮に立返る様になりては、漁史甚だ以て感服仕らず、独り漁史のみならず人並の智識ある人々は、誰も感服する氣遣ひ無きなり、去ど世間の人心は妙なものにて、盲千人目明き一人、知らず識らず暗黒なる洞穴に陥り去ること無きに非ず、斯くてハ我邦の為めに一大不幸なること言ハでも知れたる訳なれば、彼の古物商營業の条例に準じ、此の古物にも相応の取締を突ッ立て、余り馬鹿〜しき形勢に立至らぬ様あらまほしく思ふなり」

(『読売新聞』M17. 3. 13)

既に指摘したように、柳北はその西洋体験のもとづき、我が国の文化遺産が海外に流出した

り、神社仏閣などの歴史的建造物が煙滅したりすることのないように、さまざまなかたちで「古物」保存ための活動を展開しており、この時期においても、たとえば明治15(1882)年12月3日には、東西両京その他の有志者で組織した保勝会(会長久延宮朝彦親王)の集会で、三井八郎右衛門(三井家総領)・小野善右衛門(旧小野組総理)・岩谷修(修史館一等編修官)・九鬼隆一(文部少輔)・鈴木恵淳(東本願寺僧侶)らとともに委員に特選され、いわば官民一体の史跡保存運動を担う立場にあった⁹⁴⁾。

しかし柳北は、そうした流れとは別に、元田永孚らの所謂「新発明道德先生」が推進した儒教主義教育に対しては「之が為め、追々開けゆく我邦の人智をソロ〜跡へ引戻し、昔の野蛮に立返らする様になりては、漁史甚だ以て感服仕らず」と批判した。それは、明治初年より「文明」の主義をとり人民啓蒙を推進した我が国の公教育が、明治12(1879)年の「教学聖旨」を手始めに教育内容の改訂、小学校教員心得の制定、勅撰修身書『幼学綱要』の頒布など、一連の儒教主義強化政策によって根幹から変えられることに対する、一種の警戒感でもある。この政策の変化は、一握りの知識人はともかく、大多数の国民には影響大とすべきものである。まさに「盲千人目明き一人」であれば、これによって「知らず識らず暗黒なる洞穴に陥り去ること」にならう。それだけに「斯くてハ我邦の為めに一大不幸なること言ハでも知れたる訳なれば」、敢えて「余り馬鹿〜しき形勢に立至らぬ様あらまほしく思ふなり」と発言する意義があったのである。

この時期の柳北は、政府の保守主義と対決する立場にあった。ことに上述の元田永孚らの宮中保守派に対しては強い警戒感をあらわし、その影響力増大こそが我が国の一大不幸をもたらすものと見ていた。

これに先立つ明治17(1884)2月、柳北は『絵入朝野新聞』紙上に一文を発表し、自己の立場を次のように明らかにした。

「縦令いかなる国風民俗なりとも、唯其旧きを守りて毫も改進を図らざるときハ、衰弱

蟄伏して他国と競争する能ハざるより、遂に国にして国たらざるに至るを免かれず、今日の如き日新の天地に在てハ、守旧ほど害あるものハあらじ、(中略) 漁史故に云ふ、方今の世界ハ縦令如何なる事にてモ、守旧ハ善からず努めて改進を図る可し、凡そ天下の事いか程改進し去るも、必ず適度を得て止まるものなり、今日ハ未だ適度を得たりとハ決して謂ふ可からず、然るに早く已に守旧退歩を是とする輩ハ、馬鹿に非ざれば氣違ひなるのみ」

(『絵入朝野新聞』M17. 2. 1)

柳北は、ここにおいて自己の立場が改進黨にあるとした。その論旨は、かつて立憲改進黨の結成時に「我邦を永遠に保存せんとするの道ハ唯改良の一途に在り」とした論旨とほぼ同様ではあるが、明治15(1882)年以後の状況を見れば、不景気や社会全体の沈滞、さらには政党の不振や保守主義の台頭によって、所謂「進歩の精神」が後退しつつあるだけに、敢えて改進黨を声高に唱える必要があった。その意味では、柳北の改進黨は、ここに保守主義との対峙関係において一つの試練をむかえており、その試練をどう乗り切ることが不可避の課題であったといえる。

そうした中で柳北は、列強環視下のアジア情勢を報道し、読者の注意を喚起し、内外の保守主義者の害毒を知らしめようとした。かねて柳北は興亜会議員として名を連ね、しかも明治17(1884)年1月には亜細亜協会の委員に当選していただけに⁹⁶⁾、激動するアジア情勢には相当の関心を示していたようである。

そこでまず、1881(明治14)年3月に朝鮮慶尚道に起こった所謂「衛正斥邪」運動に関連して、柳北におけるアジア認識がどのようなものであったのかを見る。

「儒者先生の其の国を誤りし例ハ、古より少なきに非ざれど、今日開明の世になりてより一層其の誤りの甚だしきを知るに至りしなり、過ぎ去りし事ハ申すも益無し、只今眼の前に在る所を見よ、朝鮮の国民も漸やく

開明に進まんとし、其国王も既に鎖港の迷夢を醒まして、大に旧習を改革せんとするに至りしに、猶頑乎として之を拒み、或ハ上疏して切諫し、或ハ暗に有志の害する者、皆彼国の郷なる由(田舎に住む儒先生なり)、我が日本より之に開港を勧むるハ勿論、支那に英名なる李鴻章殿よりも開明に進ませんとて屢バ之を諭す程なるに、道理の最も分からねばならぬ儒生が第一に之を拒み、二千年も前の説を以て今日の世界に主張す、実に憐む可く驚く可き愚人ならずや、四隣の強大なる国ハ追々開けゆく時に当り、弱小なる彼国独り鎖港の論が立て通す可きや否や、三歳の小児にても知れたる事を、書物の数百巻も読みし儒生にて、却って其理の分らぬとハ何故ぞや」

(『読売新聞』M14. 5. 23)

柳北は、朝鮮にも「開明派」と「守旧派」との対峙関係があり、その形勢いかんが国家のあり方に重要な意味をもつとした。朝鮮政府は、既に1876(明治9)年の「日朝修好条規」によって開国政策をとり、また1881(明治14)年には日本より軍事顧問を招聘して「別技軍」を創設するなど⁹⁶⁾、国内改革を推進していた。しかしながら、そうした「開化」の動きに対して、慶尚道の儒生李晩孫らは「衛正斥邪」(攘夷・反開化)の上疏運動を展開、運動は全土に拡大して、国王や閔氏一族を震撼させるにいたった⁹⁷⁾。

柳北は、ここに上疏運動を目して「朝鮮の国民も漸やく開明に進まんとし、其国王も既に鎖港の迷夢を醒まして、大に旧習を改革せんとするに至りしに」、再び鎖国攘夷の時代に戻すものであるとした。しかし、そうした流れから鎖国攘夷の時代に戻っても、「四隣の強大なる国ハ追々開けゆく時に当り、弱小なる彼国独り鎖港の論が立て通す可きや否や」という事態になることは、火を見るより明らかである。いわば列強環視下の東アジアにおいて、日・清両国が「富国強兵」で鎬を削る中、独り朝鮮のみが「二千年も前の説を以て今日の世界に主張す」るのは理不尽といわざるを得ない。そこで柳北は、まさしく「衛正

斥邪」思想こそ、当時の国際情勢とは別次元の排外思想であるとしたのである。

さらに翌年8月、柳北は、京城で起こった壬午軍乱に関連して、朝鮮兵士のクーデタに乗じて政権を握った「大院君」(李昰応)を批判した。大院君は、かつて国王高宗の実父として摂政の任にあり、その執政時代には攘夷論者として斥邪政策を実行し、その徹底した鎖国主義・排外主義ゆえに、頑冥なる守旧論者として見られた。柳北は、次のように述べている。

「看よや、朝鮮の李昰応とやら頑険老爺ハ(其国母を弑し我が国人を殺せし賊なれば、今より大院君とハ呼ぶ可からず)、毫も開明の道理を悟らず、唯我が思ふ所を是とし、国の安危を顧みず、民の困苦を省みず、井蛙の見を固執して、鎖攘の陋策を運らすのみならず、己れの私欲を逞くせんが為に、無分別なる兵士を教唆して忠良を枉害し、罪も無き婦女子を毒殺する等、天人決して宥さざるの兇賊なり、斯くの如き兇賊ハ縦ひ如何なる口実を設け、朝鮮の国体を守ると云ふも、軽率の改革を好まぬと云ふも、皆是れ非を飾り人を欺くの言草たるを知る可し、噫、頑固の悪む可く陰険の畏る可きや斯くの如し」

(『読売新聞』M15, 8, 18)

壬午軍乱の報が伝わるや、我が国のジャーナリズムでは対鮮強硬論が起り、ただちに我が国軍を朝鮮に派遣すべしとする主張が現れた⁹⁸⁾。そうした中で柳北は、朝鮮兵士に閔氏一族重臣の捕殺および日本公使館の襲撃を教唆した大院君を「天人決して宥さざるの兇賊なり」とし、さらに「毫も開明の道理を悟らず、唯我が思ふ所を是とし、国の安危を顧みず、民の困苦を省みず、井蛙の見を固執して、鎖攘の陋策を運らす」、反動主義者であるとした。この大院君の登場によって、朝鮮政府においては「開明の士」が排斥され、鎖国攘夷の時代が復活することが予想できる。それだけに、激動する東アジア情勢にあって、所謂「頑険党」の登場は、最も憂うべき事態であるとしたのである。

ここに、柳北の「方今の世界ハ縦令如何なる事にも、守旧ハ善からず努めて改進を図る可し」とする改進黨の姿勢は、単に我が国における保守主義の台頭といった問題に限らず、朝鮮の内政・外交問題にも一貫している。その場合、日本にしても、朝鮮にしても、列強環視下のアジア情勢にあって「開化」を指向しながら、「守旧退歩を是とする輩」が断固としてそれを阻み、国家の存立を危うくする状況があるとしている。また、さらに注意すべきことは、日・鮮の保守勢力がともにその儒教主義を貫徹せんとしていることであり、柳北は、これこそが国民・国家に害毒をもたらすものと見ていた。

その後、ベトナムにおいて清仏戦争(1884-85年)が始まると、柳北は清国不利の戦況を憂慮する一方で、この戦争こそ世の保守主義者に覚醒を促す好機であるとした。

「漁史思ふに、此度の清仏事件こそ此輩(保守主義者——引用者注)のためにハ誠に得難き薬石なれ、いかに愚かなる人にも彼我の相對して為す所に就て子細に考究したらんにハ、其智識の優劣、其教育の良否、其法制の善悪、其風習の美醜ハ、明白に知り得可きなり、是にても猶其利害得失の分からぬと云ふに至てハ、頑愚とも白痴とも申し様なき漢子なり、其様の者ハ我が日本国に在て無益有害の虫なれば、局外中立の公布無き中に早く熨斗を付けて、支那の兵隊中へ進上致すが善からんと、漁史ハ思ふなり、彼等も亦平日有難がる仁義道德の間屋に送らるゝ事なれば、定めて本懐に存ずるなる可し」

(『絵入朝野新聞』M17, 9, 26)

清仏戦争は、ベトナムの侵略・宗主権をめぐる、いわば欧米列強と東洋の老大国との威信を賭けた戦争であっただけに、我が国のジャーナリズムでもその戦況を大々的に報道した⁹⁹⁾。既に肺病を患っていた柳北は、湯治先の熱海において「本日新聞紙、仏兵福州港ヲ占領シ支那ノ戦艦七隻及ビ造船所ヲ摧キタルヲ報ズ、コハ始メヨリ知レタコトナレド、今サラノ様ニ覺エテ気

ノ毒ナリ¹⁰⁰」(「洗愁日乗」)と、フランスの勝利を信じて疑わなかった。「いかに愚かなる人にては彼我の相対して為す所に就て子細に考究したらんにハ、其智識の優劣、其教育の良否、其法制の善悪、其風習の美醜ハ、明白に知り得可きなり」と、まさに柳北の信念は揺るぎなかったのである。

既に指摘したとおり、明治17(1884)年は、前年来の不景気や社会の沈滞、さらには政党の不振や儒教主義の台頭などによって、所謂「進歩の精神」が後退しつつあるだけに、柳北としてみれば敢えて改進黨を声高に唱える必要があった。そうした中で勃発した清仏戦争は、まさしく改進黨(=欧米列強)が保守主義(=東洋の老大国)を圧倒的な力で破るといふ、劇的な効果が期待できた。しかも、改進黨こそ我が国の「独立富強」を唯一達成できるものであるという、一種の宣伝効果が期待できた。その点でも、まさに恰好の機会であったのである。

(4) 新旧文化のあり方

以上のように、柳北は明治17年11月30日に享年48歳で永眠するまで、その改進黨を貫徹したということになるが、ここではそうした点を踏まえて、柳北が明治14年政変以後の文化状況にあってどのような役割を演じたのかを見てゆきたい。

まず、その場合に問題となるのは、柳北が我が国に導入された西洋文化に対してどのような感想を持っていたかという点であろう。この点については、次の文章を掲げる。

「漁史ハ去年の天長節に外務卿より夜会の盛招を蒙りしが、病ひの爲めに陪宴せず、(中略)本月十五日蜂須賀公使が留別の夜会を延遠館に開かれし折ハ、幸に障る事無かりしをもて其席末に列なれり、該館の壯麗にして目を驚かすハ言ふ迄も無く、其結構ハ純然たる西洋風の建築なり、さて其銀燭、彩氈、暖炉、繡帳等の器具も皆西洋の物品なり、其音楽を聴けば亦尽々く西洋の音楽な

り、其飲食を味へバ亦尽々く西洋の飲食なり、(中略)漁史、夜会の席に在れば、恍然として我邦を立出で西洋繁華の都府に遊びし心地仕るなり、漁史ハ誠に愉快に覚え日比鬱屈せし胸襟を開き、主人公に謝して帰ったり、然れども彼の旧きを守りて新きを忌み、外国の制度を悪魔視する迂儒先生に評せしめバ何とか言はん、必ずや青筋を出して我れハ日本の男子なり、洋服洋食洋室洋具ハ穢らはし、我れハ古袴を穿ちて古畳の上に坐し、貧乏徳利に一升の地酒を注して、鮪の刺身と豆腐汁に酔飽せんのみ、是れ我が国体、否、食体なりと言ふならん、嗚呼、先生ハ寔に大和魂ある人と誉む可きか」(『読売新聞』M16. 3. 18)

特命全權公使蜂須賀茂韶が催した留別の夜会は、案内された人員は700余名で、内外の貴顕・紳士・新聞記者などが参加して「近来の盛会」となったという¹⁰¹。会場は、浜離宮内にある延遠館であった¹⁰²。柳北は、この建造物を「純然たる西洋風の建築」と述べているが、「実は準洋式に過ぎざる和式建築¹⁰³」というのが正しい。ともあれ柳北は、この延遠館で「西洋の物品」「西洋の音楽」「西洋の飲食」に囲まれ、まさに「恍然として我邦を立出で西洋繁華の都府に遊びし心地仕るなり」としている。この発言を、単なる西洋心酔者の言葉とするにしても、かつて欧米に遊んだ時の思い出と受け取るにしても、柳北によれば、そうしたこと自体が「迂儒先生」をして悲憤慷慨せしめたのだという。

しかし、そのように西洋文化を否定すれば、明治初年以來、我が国に導入された西洋の制度・文物はすべて否定しなければならないものとなる。柳北は、この点を逆手にとって、むしろ「西洋の真似」が我が国の文化にとって有意義であるとした。

「此比、或る記者が假名の会の事を論ぜし文中に、西洋の真似を為すが卑屈なりと述べられたり、漁史甚だ感ふ、何となれば、我が心にもあらぬ事を他人に強迫されて、好まざる事ながら之を真似ると云ふハ、即ち卑

屈の部分なる可し、若し我れも人も善美なる事と確かに認めて、之に倣ひ之に学ぶハ決して卑屈にハ非ず、寔に此上無き美な事と、漁史ハ思ふなり、且つや若し彼の記者の如く、西洋の真似を為すが卑屈なりと言はゞ、我が海陸軍の仏式英式を用ひらるゝも卑屈か、刑法治罪法を始め諸ろの新律に則らるゝも卑屈か、大礼服、小礼服、帽に靴に洋風を摸せらるゝも卑屈か、陽曆に変革も卑屈か、日曜の休暇も卑屈か、印刷器を用ふるも卑屈にして、新聞紙を販ぐも卑屈か、天地間豈其様な論理あらんや、縦令我邦固有の物に非ず、我邦の旧典に非ざる事なりとも、實に国に益し民に利有る事ならば、西洋なり何れなり其真似をすると何の不可なる有らん、然るに之を卑屈と云ふハ讒謗の甚だしきものなり、彼の記者ハ常に勤王を口に唱へながら、洋風と称して陰に政府今日迄の所為を讒謗するハ何ぞや」

(『読売新聞』M16. 12. 6)

ここで柳北は、或る官権派記者が「仮名の会」(かなのくわい) に関して「我が邦ニモ結構ナル四十七字ノ仮字アリ、何ゾ漢字ヲ借用センヤト言ヘル是レナリ、此ノ言ヤ少々料見違ヒナルノミナラズ、又例ノ卑屈根性ノ臭気アリテ聊カ感心仕リ兼ヌルナリ」(『明治日報』M16.12.4) と批評したのに対して、反論を加えた。

柳北は、その記者が「西洋の真似を為すが卑屈なり」としたのに対して、そもそも「卑屈」とは何かを問い、その上で「若し我れも人も善美なる事と確かに認めて、之に倣ひ之に学ぶハ決して卑屈にハ非ず、寔に此上無き美事」と答えている。そしてその実例として明治政府による維新以来の改革を挙げ、それらは確かに「西洋の真似」であるとしても、すべてが所謂「卑屈」に当たるのかと問い詰める。ここに柳北は、「縦令我邦固有の物に非ず、我邦の旧典に非ざる事なりとも、實に国に益し民に利有る事ならば、西洋なり何れなり其真似をすると何の不可なる有らん」と述べて、我が国が西洋文化を導入することの積極的意義を主張したのである。

ところで、このように西洋文化を評価すると、一方の伝統文化はどうとらえるかという、もう一つの問題が出てくるかと思われる。この場合に、既に指摘したように、柳北は明治12(1879)年以後、保界会運動に参加するなど、我が国の「古物」保存運動にも関係しているの、それと柳北のいう改進黨との間にどのような関連があったかを見てゆく必要があるだろう。

「漁史ハ極めて守旧説を排斥する者なり、改進黨を主張する者なり、然れども古蹟を保存し古物を愛護し、古術を廃絶せしめぬ等の事ハ必ず賛成致すなり、何となれば彼れと是れとハ全く別問題なればなり、看よ泰西日新を尚ぶ国人も皆古の事物をバ永く保存して、以て學術上の参考に供し、古今の沿革を証するために為すに非ずや、近来我が邦にても古代の武術、礼式、音楽、謡曲等を取出し、其の廃絶せざらん様に謀る者多し、是れ極めて善き事ならん、(中略) 近比漁史に迫り茶の湯の稽古を始めよと云ふ者有り、漁史何事も学んでみたく思ふ男なれ共、此一事ハ堅く御断りを申したり、或人漁史に其故を問ふ、漁史ハ素より茶の湯の礼法正しく行儀宜しきを知る、随分高尚の技芸たるに相違無し、然れ共極めて悪しきこと一ツ有り、何ぞや、其最も自由なる可きものに束縛を与ふる是なり、夫れ人の起居飲食ほど最も以て自由ならざる可からざるものハ無し、然るに茶の湯の飲食法ハ下戸上戸大食小食の別無く、食う時ハ必ず食はねばならず、腹加減悪しき折も成る可く皆食ひ尽くさねばならず、且つ濃茶の如きハ多く飲みたきも多くを得ず、少なきを欲するも少なきを得ざる場合あり、斯く人間の最大自由なる可き飲食に束縛を与ふるハ、豈甚だ悪しき事にハ非ずや、他の技芸多しと雖も、未だ人間の飲食に向つて束縛を与ふる者ハ有らず」

(『読売新聞』M16. 5. 17)

柳北は、みずから「改進黨を主張する者」と規定すると同時に、我が国の伝統文化を保存す

べきであると主張した。ここでいう改進黨論と伝統文化とは矛盾しないのか。この点について、柳北は自分の西洋体験を踏まえ、「文明」の社会ほど自国の文化を尊重し、それを学術・研究の対象としているとしている。「看よ泰西日新を尚ぶ国人も皆古の事物をバ永く保存して、以て学術上の参考に供し、古今の沿革を証するために為すに非ずや」——これこそ、かつて柳北が欧米で博物館・寺院・宮殿・古代史跡を見て歩いて得た伝統文化への観念であった。

しかし、このように伝統文化を評価するにしても、また難点もある。我が国において芸術・文化が所謂「精神修養」の道として見做されることが、それである。この点について、柳北は茶の湯を例として、その席では必ず肉体・精神両面での苦痛がともなうとした。我が国では古来、精神文化の世界で「束縛」が尊ばれ、逆に「自由」が卑しまれ、茶の湯にもその伝統が脈々と息づいているというのである。まさに「斯く人間の最大自由なる可き飲食に束縛を与ふるハ、豈甚だ悪しき事にハ非ずや」といった言葉は、そうした「精神修養」的なあり方に疑問を呈したものであった。

柳北は、そのようなあり方に対して、我が国の伝統文化にも「精神の自由」があり得るとした。これは、いわば「風流の世界」に「自由」の精神を重ね合わせたものだが、それこそが自己の精神を支える伝統であるとした¹⁰⁴⁾。

「世人皆風流々々と唱へ、此こそ風流なれ彼ハ不風流なりと互に争ふ、(中流)然らバ則ち風流の主義ハ果して何物ぞ、曰く自由ハ即ち風流の主義なり、風流ハ自由より生ず、亜細亜地方にて自由の何物たるを知らざる往昔の天地と雖も、能く風流の真訣を得し者ハ、皆冥々の中に自由の理を悟り得たるなり、故に漁史ハ断言して曰く、人生の権利自由如何を知らざる者ハ風流を談ずるに足らざるなりと、世人若し心を潜めて考察セバ必ず悟り得る所有らん」

(『読売新聞』M15. 6. 15)

ここでいう「風流の主義」とは、そもそも「夫

れ風月の情事花柳の遊趣、痴に似て痴ならず、俗にして俗ならざる、其の訳は之を自得するに在るか」(『柳橋新誌』初編)という、江戸の「粹」や「通」にも通ずる一種の高踏主義ではあったが¹⁰⁵⁾、これが人間本来の「自由」の権利と重ね合わされることで¹⁰⁶⁾、権力や封建道徳に束縛されない自由なる精神を確乎たるものとした。これまで日本のみならず、東洋において一部の文人墨客が伝承した「風流の真訣」も、ここでは東洋全体の精神文化に根づく「自由」の伝統であるとの位置づけがなされたのである¹⁰⁷⁾。

ところで、このような新旧文化のあり方に対して、実際に「改進黨」(都市改進黨)と「古物」(伝統文化)とが複合する首都東京では、はたしてどのような対応が可能であるのか。まず、改進黨の立場に立つ柳北の弁を見てみよう。

「漁史が欧米に在りし比、此鉄道馬車ハ至極便利のものと思ひしに、今ハ我が東京に出来たるこそ嬉しけれ、然るに彼の旧き馬車屋にてハ、是迄の如く破れ車に瘦馬を駕して、殊に多く人をかき乗せ街上に往来して、此鉄道馬車と競争せんとす、(中略)夫れ世界の智識ハ日に新たにして又日に新たなれバ、今より更に幾多の新発明を以て、人民の便利を図る者有るや亦知る可からず、己れが守旧の心を以て他の改進黨を妨害せんとするハ小人の所為のみ、嗚呼世に守旧論者も鮮からず、漁史の言豈独り馬車商社のためにして発せんや」

(『読売新聞』M15. 7. 2)

明治15(1882)年6月25日、鉄道馬車が初めて新橋・日本橋間に開通した¹⁰⁸⁾。この事業は、種田誠一(第三十三国立銀行支配人)らが明治13(1880)年11月10日に官許を得て、東京馬車鉄道会社(資本金30万円)を興したことに始まるもので、開通当日には午前10時に発車し、府少書記官銀林綱男および同土木課官吏3名が第1車に乗り組み、新橋から日本橋までを往復し、ついで6台順次に発し、終日の雨天にもかかわらず、乗客は実に溢れる程であったという¹⁰⁹⁾。

上掲の文章は、1週間後のものだが、柳北はそ

の中で、欧米巡遊の途で「鉄道馬車ハ至極便利のもの」と感心した経験があり、それが「今ハ我が東京に出来たるこそ嬉しけれ」と喜んでいる。この言葉は、首都東京が欧米諸都市の「開化」に倣い、同時に「人民の便利」が図られたことに対して投げかけられた。また一方で柳北は、そのような「開化」が進むことにより、「己れが守旧の心を以て他の改進を妨害せんとする」動きも現れるとしている。これは、鉄道馬車会社と馬車屋との競争のみならず、社会のあらゆる新旧対立に及ぶものであることを示唆している¹¹⁰⁾。

柳北は、以上のように、都市交通の発展も改進黨主義の賜物とし、それが「人民の便利」となることで賛成した。それでは、このような場合とは逆に、「開化」の動きと「人民」の利害とが対立する場合にはどのように対応し得るのか。以下、浅草公園改良の問題を取り上げて考えてみよう。

この問題について、柳北は既に明治12(1879)年の時点で、浅草公園改良反対の立場から「抑モ公園ノ如キ人民一般ノ遊興ニ供スル者ハ、人民一般ノ好ム所ニ任カスルニ若カズ、縦令ヒ其レヲシテ英ノ如ク仏ノ如ク美且ツ潔ナラシムルモ、人々来タリ楽マザレバ何ヲ以テ公園ト称ス可ケンヤ」と主張していた。この主張は、自身の西洋体験を踏まえて、公園があくまでも「人民一般ノ遊興」に供するものであり、庶民の実態にそぐわない西洋式に改造しても意味がないという、いわば「人民」の利益を優先させた考えを示したものである。

ところで浅草公園は、明治6(1873)年の開設以来、「唯名勝ノ地ヲ存置スル迄ニ止マリ」「益々雑踏鄙野ヲ極メ、一モ閑雅ノ地ナク最モ可厭ノ景状」ではあったが、その後、明治13(1880)年に東京府が公園改良に着手した折には、隣接する浅草寺西火除地(通称「浅草田圃」)を埋め立て、観音堂裏手にあって防火上危険な奥山の見世物小屋をそこに移転させるといった計画ができ、明治15(1882)年9月25日には埋立工事が開始され、翌年5月26日には工期8ヵ月・工費1万2400余円を費やして、この工事は完成するところとなった¹¹¹⁾。

工事完成の前日、柳北は一文を発表し、その中で「夫れ大士の慈悲ハ深く徳望ハ尊きも、参詣の夥く賽銭の多きハ彼(奥山——引用者注)の見世物楊弓写真飲食等の各店、其の側に在るに因れり、若し公園を清潔にし花木泉石いかに美麗になるとても、鑼鼓の声を絶ち紅粉のあとを斂め、寂々焉として芝や上野の如くなりなバ、大士帳前唯だ僧父老媪の来たッて拜跪するに止まり、堂上の鳩も忽ち餌の乏きに苦み、清水の観音堂と殆ど相類するに至らんこと必せり」(『読売新聞』M16.5.25)と述べた。ここで、その持論たる浅草公園改良反対を主張したことになるが、これは次のような議論を是認するための、一種のジェスチュアであったとも見られる。

「漁史曩きに大士に問ふに浅草奥山の事件を以てす、然るに昨夜図らずも大士の来臨あり、漁史に告げて宣はく、(中略)抑も公園改良の事ハ、汝の言ひし如く清潔に為すハ宜しけれ共、従来の見世物其他を尽く取払ひてハ、金龍山の繁昌ハ一時に衰頽す可し、(中略)去りながら今日の有様にてハ余りに不潔にして、且つ火災の憂ひ無きに非ず、故に見世物小屋も区域に制限を立て、火に脆からぬ建築を為さしめ、家作主ハ之を興行人に貸して相当の家税を取る事に定め、楊弓写真飲食の諸店も其の区画を立て、略戸数に限り定めバ、幾分か取締も付き且つ清潔になる可し、我ハ如是法の改良ならば甚だ満足する所にして、汝も定めて同意なる可し、若し或る人々の説の如く悉皆取払ひ、九段の招魂社と同一なる景況となすならば、困難衰微を嘆く者夥しくして、我大慈大悲の本願に背くに至らん事申すも中々愚かなりと」

(『読売新聞』M16. 6. 7)

柳北は、この文章において、奥山の見世物小屋を撤去することは浅草全体の衰頽を招くとしつつも、観音堂周辺の不潔さと防火上の危険は認めざるを得ないとした。そうした中で一つの好材料は、隣接地である浅草寺西火除地の埋立て工事であり、これにより「観音堂宇周囲廿間以内

ノ出店ハ悉ク之ヲ此地ニ移シ、以テ火防ニ便ゼントスル¹¹²⁾」見込みが立つことになるのである。上掲の文章にある「今日の有様にてハ余りに不潔にして、且つ火災の憂ひ無きに非ず」云々とある部分は、そうした意味からいえば、公園改良に当たる東京府側の計画を示唆したものであるといえようが、これを柳北が明らかにしたのは、おそらく以下のような事情があつたためであろう。

そもそも、この浅草公園の問題は、公園改良を推進する東京府と、それに反対する浅草奥山の見世物小屋等との対立にあり、柳北はそうした中で後者を支援し、世論に訴えることによって当局側の独走に歯止めをかけようとした。したがって外見的には、柳北が公園改良(=洋式公園化)の動きに反対しているようでも、実際のところは「人民」の利益を代弁したことに意義を求めてよい。また、そうであれば当然、公園改良と「人民」の利益との間には妥協の余地があり、それが見世物小屋等の埋立地移転という代替措置であったということもできる。そこで柳北としては、埋立工事完成という好機をとらえて、それまでの公園改良反対論を後退させ、敢えて見世物小屋等の計画的移転という問題提示をすることによって、事態の收拾をはかったのである。

ところで、このような問題の中で注意すべきは、柳北が浅草公園の見世物小屋等をなぜ支援しようとしたのかという点ではないかと思われる。この点については、同時期、柳北が浅草の見世物を観たときの模様があるので、長文にわたるが、以下に紹介してみたい。

「之ヲ幻ナリト為セバ則幻ナリ、之ヲ不幻ナリト為セバ則不幻ナリ、其ノ定評ハ観者ノ心ニ在リ、漁史何ゾ閑カラン、漁史ハ唯自カラ観テ以テ幻ト為ス者ヲ記スルノミ、本月二十日午前少シク閑アリ、五松(勝部静男——引用者注) 薇山(浜村蔵六——同注) 二友ト浅草ノ公園ニ遊ビ、中村一徳ノ七不思議ノ演戯場ニ入り其ノ技ヲ観ル、(中略) 其ノ場ハ小ニシテ且ツ陋ナリ、然レトモ観客ハ上中下三等ノ人種ヲ混ズ、亦以テ其ノ尋常

豆蔵一般ノ技術ニ非サルヲ知ル可シ、一徳ハ新タニ大阪ヨリ来ル者、疾言セズ遽色セズ一個ノ好男子ナリ、(中略) 幕開ク場ノ中央一ノ花瓶ヲ安セリ、瓶身高サ三尺強ニシテ口径一尺五六寸許リ、一徳場ニ上ボリ瓶ノ内外ヲ明ラカニ看官ニ示シ、而シテ後之ヲ一大卓上ニ置ク、(中略) 一徳洋服ヲ穿チ、紅幌ヲ手ニシ瓶ニ入テ直立ス、瓶深カラズ僅ニ其ノ膝ヲ没スルノミ、徐ニ叫ンデ曰ク、我レ此中ニ入ラント欲スレトモ入ルニ難シト、場丁傍ラニ在リテ云フ、大夫常ニ好ンテ瓶中ニ入ル今何ゾ之ヲ難ンズルヤト、一徳乃チ右手ニ幌ヲ提ゲ身ヲ縮メテ入ル、肩漸ク没シ頭漸ク没シ、幌亦瓶端ニ懸リツ、漸ク没シ了レリ、場丁手ヲ拍シテ大夫ト呼ブ、瓶中声有テ答フルガ如シ、其声未ダ了ラザルニ瓶上ノ天井忽チ一孔ヲ開キ、一徳彼ノ幌ヲ手ニシテ孔中ヨリ徐カニ降ダリ来タリ、又瓶中ニ直立シテ曰ク、我レ既ニ上方ニ脱シ去レリ、再ビ下方ニ向フテ脱シ去ラント、直チニ瓶中ニ入り去ル事前ノ如シ、而シテ其ノ幌ハ半バ瓶外ニ留マレリ、場丁又手ヲ拍シテ呼ブ、瓶内亦答フルガ如シ、忽チ見ル一個ノ男児錦襪ノ上下ヲ着ケ、左辺ノ看場ノ後ロヨリ揚々トシテ瓶前ニ進ミ来タルヲ、之ヲ視レバ即チ一徳ナリ、衆喫驚シ瞳若タル者之ニ久シ、漁史右辺ノ観棚最モ彼レニ近キ処ニ在リ、双眸ヲ定メテ諦視シタルニ、彼レハ真ニ瓶裏ニ入ル者ノ如ク見ユ、蓋シ其技ノ熟練ナル寔ニ驚クニ堪ヘタル者アリ、然レトモ泰西ノ學術我レニ伝ハリ、光線ノ用法ニ依テ如是観ヲ為サシムルニ非ズンハ、何ゾ不幻以テ幻ト為ス能ク斯クノ如キニ至ランヤ、顧フニ此戯ノ如キモ亦、本邦固有ノ演戯家が夢視セザラン所ナル可シ、若シ一徳ヲシテ数十年ノ前ニ此術ヲ伝ヘシメバ、世人ハ必ず切支丹ノ魔術ナリト謂ヒシヤ疑ヒ無シ、亦以テ人智ノ進歩ヲ知ル可キナリ」

(『朝野新聞』M16. 5. 23~24)
この文章は、浅草寺西火除地の埋立工事が完

成した時期に発表された。そうしてみると、これも柳北がそれまでに展開してきた「公園改良反対」の一環と見ることができる。その場合にとくに問題となるのは、これまでに紹介した議論との関係であるが、この点については、上掲の文章がそれらの議論を補完するものであったと考えられる。つまり、前掲『読売新聞』の議論を見ると「夫れ大士の慈悲ハ深く徳望ハ尊きも、参詣の夥ク賽銭の多きハ彼の見世物楊弓写真飲食等の各店、其の側に在るに因れり」(M16.5.25)とあり、それなりに説得力はあるものの、前掲『朝野新聞』にある「抑モ公園ノ如キ人民一般ノ遊興ニ供スル者ハ、人民一般ノ好ム所ニ任カスルニ若カズ、」(M12.5.16)という議論には及ぶものではないし、また後者の議論ととも、いわば公式論の域を出ていないきらいがある。そこで、柳北としては、以上のような議論を補う意味でも、公園があくまでも「人民一般ノ遊興」に供するものであり、庶民の実態にそぐわない西洋式に改造しても意味がないという、いわば「人民」の利益が都市改造(公園改良)の動きに優先するといった考えを証明するためにも、実例をあげて紹介する必要があったものと思われる。

ここに紹介したのは、浅草公園にあった「七不思議ノ演戯場」という見世物小屋であるが、それを主宰した中村一徳なる人物は「其ノ尋常豆蔵一般ノ技術ニ非サルヲ」知られ、奇術師として大いに名声を得ていたようである¹¹⁹⁾。したがって、浅草公園あたりの狭苦しい見世物小屋でも、観音堂参詣の善男善女が詰めかけ、それも「観客ハ上中下三等ノ人種ヲ混ズ」というだけに、観客はあらゆる階層にわたっていたと見られる。

この問題を、前節で紹介した勘弥・団十郎らの「演劇改良」運動との対比から見てみると、所謂大衆演芸のあるべき姿がはっきりしてくる。――すなわち、明治11(1878)年に新装の新富座と、奥山の見世物小屋とは規模・設備などの点で格段の違いはあったものの、収容する観客が「上中下三等ノ人種」にわたる点では相通するものがあった。このことは、劇場の規模・設備のことはともかく、当時の浅草公園の見世物小屋でも、

当代随一を誇る大劇場に匹敵するほどの興行がおこなわれたことを意味している。

ちなみに、前述の演劇改良運動は、いわば勘弥・団十郎らの運動と参議伊藤博文らの支援とが結びついて推進されただけに、一面では「上からの開化」であったとも見られる。ここに紹介した中村一徳の奇術は、それに対して「下からの開化」というにふさわしいものがある。その点については、一徳自身が一介の民間人であり、何ら政府の援助に頼らず、所謂「人民一般ノ遊興」に奉仕する奇術師であること、さらには「蓋シ其技ノ熟練ナル寔ニ驚クニ堪ヘタル者アリ、然レトモ泰西ノ學術我レニ伝ハリ、光線ノ用法ニ依テ如是観ヲ為サシムルニ非ズンハ、何ゾ不幻以テ幻ト為ス能クスクノ如キニ至ランヤ、」という部分にも見られるように、進んだ西洋式の奇術を取り入れたことが、その理由となる。

このように見てくると、柳北がなぜ中村一徳の奇術を称賛したかがうかがわれる。つまり、この場合にいえることは、一徳という稀有なる奇術師を通じて、浅草公園内の見世物小屋がいかにか「人民一般ノ遊興」に供するものかを披露したわけであり、同時に公園改良(=見世物小屋の撤去)がいかにか「人民一般ノ好ム所」にそむくものかを示している。この点は一面において、柳北が都市改造の動きに反対したかのようなものであるものの、それは「人民一般」の利益が「上からの開化」によって奪われることへの抵抗であって、都市改造の動きにすべて反対したものではなかった。その意味においては、柳北が唱えた改進黨主義も、「人民」の利益を踏まえた「下からの開化」であったといえるのである。

ここで目を転じて、文学の問題について見てみよう。まず、この時期にあって特徴的なのは、明治15(1882)年頃より空前の出版ブームとなり、各出版元や古書保存会などが和漢の古典・通俗書を競って発行するようになったことであろう。

「世間の流行てふものハいと不思議なるものにて、何故とて尋ねても詳らかに其の理由を知る可からざるもの多しとす、(中略)

此比ハ何事が流行かと世間を見渡せば、古き書物の出版にぞ有りける、史記や漢書や通鑑や韻府や下ッて馬琴の著書、春水の戯作等に至る迄、手の届くだけ出版し、甲ハ広告し乙ハ結社し、東西南北出版々々の声を聞かざる無し」

(『読売新聞』M15, 10, 31)

こうした傾向は、明治12(1879)年以後の「古物」保存運動の一環としても位置づけられようが、柳北自身、明治14(1881)年6月に新井白石の著作出版事業にかかわり¹¹⁴⁾、同年冬には父成島稼堂(幕府奥儒者)『南山史』3冊が修文協会より出版されただけに¹¹⁵⁾、それは喜ばしいとしながらも、全体の出版量の多さからして一種の流行現象として終わるのではないかと危惧したのである。

このような動きに対して、小説の方はどうであったか。この点については、柳北はこれまで、「情史」(恋愛小説)の有用性を認めるだけでなく、みずから翻訳を手がけ『朝野新聞』紙上に「記=仏国義猫事-」や「女優馬利比越児ノ審判」を發表していたので、我が国文学の一大革新に一石を投ずる可能性があり得たはずである。次の文章は、そうした文脈から見てみるといくつかの示唆が得られる。

「漁史、各種の傍訓新聞を拝読するに、多く続き物と云ふを載せらる、而して皆何々の小夜嵐とか、何々の三日月とか申す様の題号を掲げたり、漁史其初めハ面白く思ひて読みしが、近比ハやめにしたり、(中略)漁史謹んで続き物の性質を分析するに、全く昔の草双紙と一般のものにして、其の事柄ハ過半根無し事なり、中にハ蚊の眼玉程の事有りしと仮り来たり、前後首尾に幾多の材料を取り集めて、一大演劇を紙上に開く、其文才筆力寔に感服の至りなり、されど元が作り物語と思へば、左程読む気がはまらず、去りとて江湖の女童べが之を好み、新聞に続き物が無ければ面白く無いと言はるゝ間だハ、之を載せざるを得ざる可し、(中略)聞く、泰西にても婦幼の爲めにハ新聞上に

小説を載すること無きに非ずと、其れ然らん、然れども今の続き物ハ余りに多くして、甚だうるさき様に思はるるなり、是れ漁史の一家言にして世間不通用の僻論なるか、我が放ちし屁ハ臭からず、諸君子請ふ高論を賜へ」

(『読売新聞』M17, 8, 1)

この記事は、柳北が永眠する4ヵ月前に発表した、いわば晩年の小説論である。この頃、既に肺病を患っていた柳北は、もはや文学の一大革新を画すだけの状態ではなかったものの、日本の小説のあり方には一方ならぬ関心をもっていた。ここでいう小説とは、俗に「続き物」と呼ばれた新聞小説ではあるが、柳北は、これを「全く昔の草双紙と一般のものにして、其の事柄ハ過半根無し事なり」と、当時の新聞小説がいまだ馬琴・春水の垂流にすぎず、その内容は荒唐無稽の読み物であるとした。

この点について、柳北はかねて「小説稗史の世に行はるゝや、学者も読み不学者も読む、之を読むハ固より善し、然れ共心無き者ハ稗官も正史も同一に思ひ、或ハ文に或ハ詩に、小説中の典故を用ふる者有るに至る、是れ甚だ驚く可きことにて、童蒙に害を与ふる少なからずとす」(『読売新聞』M16.4.4)と述べ、かかる小説作家の無学ぶりを指摘していた。この問題は、書き手の側が日頃の研鑽に努めるべきところにあったが、柳北は何より「我々小新聞記者の如きハ戯作者同様のもので御座る」(『絵入朝野新聞』M16.5.13)といった自己卑下の心性を克服すべきであった。

しかし、このようなあり方に対して、読者の側にも戯作者流の「続き物」を歎ぶという風潮があったので、新聞社の側でもそれを掲載せざるを得なかった。それは、柳北が経営する『絵入朝野新聞』の場合においても同じで、現に上掲の小説論が発表された時点でも、乾坤居士「東洋奇聞白刃の鏑」や柳葉亭繁彦「千代田城噂白波」などといった通俗読物(いずれも挿絵入り)を連載している。つまり、柳北のいう「去りとて江湖の女童べが之を好み、新聞に続き物が無ければ面白く

無いと言はるゝ間だハ、之を載せざるを得ざる可し」の言葉も、そうした事情を踏まえていたものと考えられる。

このように、柳北は「続き物」の批判をおこなったが、それは柳北自身が所謂「下からの文学」に一種の限界を感じていたためであると思われる。たしかに「続き物」は、新聞紙上や出版物というかたちで、大衆に受容されてはいたものの、その内容はかつての草双紙のようなストーリー展開と「勸善懲悪」主義であるために、前時代的人間像を描いたり、封建道徳にもとづく倫理観を敷衍することはできたにちがいない。しかしながら、柳北は、そうしたものには満足できなかったのである。

思えば、柳北はその西洋体験によって「人情は何処も同じ事、西洋とて決して変わるものにあらず」という普遍の人間観を感得し、その人間観はやがて「花柳春話題言」や、「記= 仏国義猫事-」さらには「女優馬利比越児ノ審判」といった翻訳物にも現れた。だが、そうした文学の世界は所謂「上からの文学」ではあり得ても、多くの人々に受け入れられるべきものではなかった。つまり、この点においても、自由人柳北の文学は、一種の行き詰まりの状態にあったものと思われる¹¹⁶⁾。

柳北は、ここに「続き物」を乗り越える小説の世界を求めた。それは、かつての戯作者流ではない、人間を人間としてとらえ、権力や封建道徳に束縛されない精神によって描かれる新たな文学の世界であったと考えられる。

5. まとめ

以上のように、本稿では、明治10年代ジャーナリズムの指導者として活躍した成島柳北の言論活動を中心に、当時の政治・経済・文化の諸問題を紹介してきたが、ここであらためて、柳北の言論活動にあって西洋体験がどのような意味をもっていたのか、またそれを踏まえて明治10年代の諸問題に対して柳北がどのようにかかわっていたかをまとめてゆきたい。

まずはじめに、敢えていえば、柳北の西洋体験は、その言論活動に多くの影響を与えただけでなく、明治10年代のジャーナリズムにおける富国強兵論・殖産興業論・自由民権論の一派流たり得たとすることが可能であると思う。その中で、柳北は強いナショナリズムをもって、我が国も文明国としての欧米諸国に匹敵すべき国力を備えるべきとする主張をおこなうが、同時に我が国でも「立憲政体」の制度を一刻も早く実現すべきであるとの主張もおこなっている。前者については、実質的には明治政府の推進した文明化政策と同じ方向を向いていたにちががなく、またそうした観点からいえば明治10年代ジャーナリズムの指導者たる柳北と、明治政府の指導層とのあいだには共通の問題意識があったと見るべきである。しかしながら、柳北は、後者でも明らかなように、政府首脳部の漸進論には満足せず、急進論者として自由民権の立場にあって明治10年代ジャーナリズムをリードするところとなった。

そのほか、柳北の西洋体験は、自身が欧米の制度・文物を吸収・消化した結果として、我が国における都市施設・文化遺産・芸術のあり方を啓蒙活動の一環として展開する流れを形成したのと考えられる。その中で、柳北は「文明国」には実利だけを追求するだけでなく、文化遺産をも愛護する精神があるとし、さらに「人情は何処も同じ事、西洋とて決して変わるものに非ず」という普遍の人間観を敷衍している。この動きは、明治10年代における政府の都市政策・文化政策ともかかわりつつ、またそれに対峙するといったパラレルなジャーナリズムの地位を構成するようになった。

次に、明治10年代の諸問題への対応であるが、まず柳北は、大久保政権による殖産興業・富国強兵政策を評価しつつも、自由民権の立場から「立憲政体」の早期実現を求めた。この時期には第1回内国勸業博覧会が開催されたことで、柳北は「以テ富強ノ国基ヲ鞏クスルニ至ルヤ昭々トシテ火ヲ觀ルガ如シ」と歓迎の意を示した。また一方では、遅々として進まぬ国会開設の動きに「何

「ゾ独り国会ノ我邦ニ興コス可ラザル」云々と強い懸念を表明した。これらの主張は、当時の柳北が「政府ト共ニ我が帝国ノ富強ヲ謀リ、進ンデ歐洲諸国ニ対峙セントスル」文明論者であると同時に、「国家立憲ノ政体」早期樹立を唱える民権論者であったことを物語っている。

大久保の没後、東京商法会議所議員となった柳北は、府下の紳商とともに政府諮問への答申等を通じて、政府の殖産興業政策に協調すべく活動した。しかしながら、同所において「各商組合設立ノ議」が起こるや、政府から干渉がおよぶとして、「敢テ官ノ命令ニ依頼スルヲ好マズ」と発言、いわば「上からの資本主義」とは一線を画した、東京商法会議所の独立自主を主張した。そのほかに柳北は、実業界の親睦団体「偕楽会」のメンバーとしても活動し、会員中の有志者とともにさまざまな事業に関与し、さらに合資組織による直輸出計画にも参加した。この計画は、明治政府の外貨獲得・輸入防遏政策の一環として、従来の商館貿易の弊害を改め生糸・製茶などを直輸出しようとするものであった。柳北はまた、外貨獲得・輸出振興に実績ある製造業（マッチ・漆器）にも関心を寄せ、その発展が「輸入ヲ防遏シ得テ、更ニ一年幾千万円ノ貨物ヲ海外ヨリ占取スルニ至ル」と期待した。

この時期の柳北は、文化面では、グラント前米国大統領の訪日を契機に、名所旧跡の保存は全人類の義務であるとする、地球的視野に立った議論を展開し、日光東照宮等の保存運動にも尽力した。また、都市公園のあり方に関しては、上野公園は国家有用の地、浅草公園は庶民娯楽の地、芝公園は閑静優雅の地というように、それぞれ西洋の公園とは異なり首都東京の実状に即したかたちがあるとした。さらに、その発言は演劇・文学の分野にもおよび、まず守田勘弥・市川団十郎らの演劇改良運動を批判し、外見を西洋劇のように高尚にして「勸善懲惡」を演ずるよりも、むしろ外見は従来どおりでも世態・人情を重視すべきであるとした。ここに柳北は、文化遺産・古典芸能の保存には政府の保護があつてしかるべきとする反面、都市公園・演劇の分野では

「人民」の実情に即し、むしろ「上からの開化」を押しつけるべきでないとした。また、そうした一方で、柳北は新聞紙上に西洋に題材をとった翻訳物を発表し、新しい文学の世界を切り開こうとした。これは、当時大衆読者に受容された所謂「続き物」に対峙したもので、いわばインテリ読者を対象としていた。

その後、明治14年政変に端を発して、柳北は立憲改進黨員たる立場から「我邦を永遠に保存するの道ハ改良の一途に在リ」とし、年来の「独立富強」論を政党色の濃いものとした。また一方、事業面の絡みから「官資を仰ぎ官権を仮る」政商資本に対し、「安んぞ外国の商賈と鹿を中原に争ふを得んや」と批判した。この時期、所謂松方デフレが進行、事業不振の波に洗われる中で、柳北は「苟も国権を張り国利を開き、民権を盛んにし民利を求め、海外諸国と比肩せん」ためにも、何より景気の回復が緊要であるとした。

また柳北は、思想界に儒教主義教育の復活ありとして、これを「再び昔の質樸従順なる人民たらしめん」ものであると指摘、これこそ「我邦の為に一大不幸」となり得るものと批判した。また一方で柳北は、世の保守主義者の害あるを知らしめんとして、列強環視下のアジア情勢をも報道し、「方今の世界ハ縦令如何なる事にても、守旧ハ善からず努めて改進を図る可し」と主張、しかも「此度の清仏事件こそ此輩のためにハ誠に得難き薬石なれ」と揺るがぬ信念を明らかにした。

晩年の柳北は、文化面でも「改進」の論を展開し、頑迷なる保守論者に果敢な攻撃をおこなった。また同時に、我が国の伝統文化をも尊重し、自己の西洋体験を踏まえて、文明国には「古物」保存に努める義務があるとした。この「改進」と「古物」との矛盾は、やがて浅草公園改良の問題となって現れたが、柳北は「公園改良」の名のもとに「人民一般ノ遊興」が奪われることに反対、いわば「上からの開化」に抵抗して「下からの開化」を主張した。このほか、文学については、所謂「続き物」を「全く昔の草双紙」と批判し、その質的向上を求めた。ここに柳北が求めたもの

は、かつての戯作者流ではない、人間を人間としてとらえ、権力や封建道徳に束縛されない、新たな文学の世界であったと考えられる。

注記

- 1) 有山輝雄氏は論文「メディア史研究の活性化をめざして」の中で、当該研究領域の現においては、安直な概説・通説は相変わらず盛んであると指摘し、かかる現状を打開するには原資料による史実研究が必要であるとしている。出版ニュース、8月上旬号(1992. 8) PP. 8-11
- 2) 山本武利氏は、日本の新聞史研究では、新聞紙面の継続的な閲覧と分析を怠っていることに加えて、研究者の問題意識が興亡史の域を脱していないため、新聞史の総論的な把握はおろか、各紙の各論的な分析さえも不十分であると指摘している。山本武利：近代日本の新聞読者層，法政大学出版局(1981) p. 32
- 3) 小野秀雄氏は「明治初年においては、新聞は文明開化のさきがけといわれたほどに、最初は新知識の啓発者として、次いで自由民権の代弁者として、国民から大きな期待をよせられていた」としている。この言葉は、明治初年から自由民権期までの新聞界の動向や記者の活動をとらえるうえで、示唆的である。小野，高橋誠一郎：三代言論人集，第2巻，時事通信社(1963) p. 175
- 4) 柳北と「文明開化」の問題は、『柳橋新誌』2編をめぐって言及されている。主な業績は、以下のとおりである。塩田良平：「柳橋新誌」(岩波文庫) 解題，岩波書店(1940)、和田繁二郎：柳橋新誌における批判精神；文学，第18巻第8号(1950. 8)、三好行雄：反近代の系譜；国文学解釈と鑑賞，第25号第1号(1960. 1)、河原宏：転換期の思想，早稲田大学出版会(1963)、越智治雄：成島柳北における反近代；国文学，第10巻第5号(1965. 4)、五十嵐誠毅：成島柳北論；群馬大学教育学部紀要，第18号(1969. 3)、前田愛：成島柳北，朝日新聞社(1976)、日野龍夫：「江戸繁昌記・柳橋新誌」(新日本古典文学大系) 解説，岩波書店(1989)
- 5) 最近、明治10年代の柳北をメディアを通じて研究する新しい動きが起こりつつある。井上弘：成島柳北の研究；静岡女子大学紀要，第20号(1987. 2)、山本芳明：メディアと成島柳北；日本近代文学，第47集(1992. 10)
- 6) 柳北の西洋体験に関しては、前田愛氏の業績の他に、小田切進：近代日本の日記；講談社(1984) pp. 24-43、小林茂：柳北のパリ；比較文学年誌，第21(1985) pp. 72-84、中村洪介：維新日本人の洋楽体験；比較文化(筑波大学)，第4号(1987. 7) pp. 69-110、ドナルド・キーン，金関寿夫訳：百代の過客，上，朝日新聞社(1988) pp. 137-162がある。
- 7) 前田愛：パリの柳北；古典と近代文学，第13号(1972. 11) p. 5、前田愛：幕末・維新期の文学，法政大学出版会(1972) p. 224、前田愛：成島柳北，朝日新聞社(1976) p. 191
- 8) 田中彰：日本人と東南アジア，小学館(1983) pp. 92-108、田中彰：「脱亜」の明治維新，日本放送出版協会(1984) pp. 201-204, 221-226
- 9) 成島柳北：航西日乗；花月新誌，第118号(1881. 11) p. 5丁表
- 10) 我が国で博物館が出現したのは明治5(1872)年である。博物館の名称は、当初は博覧会の名称として用いられていたが、同年4月末日に「文部省博物館」(博覧会)が終了したのを機に、文部省博物館の名称で常設となり、毎月1と6のつく日(31日は除く)に公開された。我が国の都市公園に関しては、明治6(1873)年3月25日、東京において浅草寺・寛永寺・増上寺・富岡八幡宮・飛鳥山の5ヵ所が公園地に制定されたことに始まる。以上、国立科学博物館：国立科学博物館百年史，同館(1973) pp. 43-60、東京市役所編：東京市史稿，遊園篇4，東京市役所(1932) pp. 489-491による。
- 11) 柳北は、パリでは前後10回ほど博物館(美術館含む)を見学している。そのうちクリュニー美術館には3回、ルーブル美術館には2回通っている。柳北がとくに関心を示したのは古代エジプト・ローマ時代の古像・古貨幣であった。この傾向は、イタリア各地の博物館でも同じであり、ヴァチカン宮内の博物館では支那乾隆年間の鐘などに関心を示し、ナポリの博物館ではポンペー遺跡の出土品を見学した。その後、ロンドンでは4回ほど博物館を見学しており、そのうち2回が大英博物館である。大英博物館では、支那・ペニスの古金銀貨幣や、インド・エジプト・ローマの古物・礦石などに興味を示している。
- 12) この頃、既に東京大学の教師モースらは大森貝塚を発掘しており、明治10(1877)年11月5日にはモースは契約どおり一時帰国するために横浜を出発した。その折にシャミセンガイや大森貝塚で重複する土器の一部をアメリカの考古学資料と交換するの

に持参したという。柳北の文章は、こうした一連の事件に触発されたものと考えられる。以上、関俊彦：モースによる大森貝塚の発掘とその後；都市周辺の地方史，雄山閣出版（1990）pp.212-221を参照。

- 13) 柳北は、パリでは前後10回ほど公園を散歩している。そのうちブローニュの森には4回、ピュイット・ショーモン公園には2回ほど足を運んでいる。その中で、柳北はブローニュの森を「極メテ清幽愛ス可キノ地ナリ」と讃え、ピュイット・ショーモン公園を「此園ハ極メテ清絶」と賞している。これに対してイタリアでは、ローマとナポリの各1箇所立ち寄り、「大ニ本邦ノ風致アリ」（ローマ）または「士女園内ニ雑踏ス」（ミラノ）と評している。また、ロンドンでは5回ほど公園に通っている。そのうちジェームス・パークには「池泉林樹幽雅愛ス可シ」として1回、クリモアンの公園には「男女雑沓頗ル熱鬧場ナリ」として2回ほど足を運んでいる。そのほか、リージェンツ・パークでは動物園を見学し、ハイド・パークでは「大像ヲ観ル」程度であった。
- 14) 小沢圭次郎：明治庭園記：明治園芸史，日本園芸研究会（1915）p.360-361
- 15) 東京市役所編：東京市史稿，遊園篇4，東京市役所（1932）pp.489-491
- 16) 柳北は、雑録「浅草公園修理ノ議」の中で、東京府側に「近々浅草公園内ノ水茶屋揚弓店見セ物等ヲ取払ヒ、品ニ寄ラバ有名ナル中見世ノ商店ヲモ引払ハセ、（中略）以テ欧米ノ『バアク』『ガアデン』ニ負ケヌ様ニナス可シトノ評議有リ」（『朝野新聞』M12. 5. 15）と報道している。その後、雑録「浅草公園安心ノ報道」の中では「何ゾ凶ラン、其ノ風説ハ全ク跡形無キ事ニテ、既ニ我ガ慈恵深キ府庁ノ官員ハ斯ル無根ノ風説ノ為メニ、（中略）決シテ其様ノ儀ハ無レ之故、速ニ取消シナリ正誤ナリ新聞上ニ載セヨト懇篤ノ諭言ヲ賜ヘリ」（同上，M12. 6. 4）と訂正している。
- 17) ここでローマの代表的な寺院・宮殿を紹介すると、まず、サン・ピエトロ寺院は「欧州全土ノ寺院其荘大美麗該室ノ右ニ出ル者無シ」と絶賛、ヴァチカン宮は「是レ法王ノ居ラル、宮殿ナリ。宮中極メテ広シ」と感心している。そのほか、史跡としてはシーザーの宮殿跡も見学して「該府ノ最モ観ル可キ古蹟ナリ」「規模極メテ大ナリ」と賞している。
- 18) この史跡保存問題は、鎌倉市：鎌倉市史，近代史料

編1，吉川弘文館（1988）pp.217-247にも採り上げられている。

- 19) 柳北が初めて観劇したのは「ロテオン」の劇場で、この時は「言能ク言語ヲ解セネバ分明ニ記載シ難シ」としている。その後、「ネリーベルジェー」と「ゲーティ」では繰り返して観劇しており、オペラでは一度だけ観劇の機会を得ている。「ジミニアジュ」劇場で「椿姫」に感動した模様は、本文に引用した手紙のとおりである。以上、小林茂「柳北のパリ」、中村洪介「維新日本人の洋楽体験」の両論文を参照。
- 20) 明治文化研究会：明治文化全集，第14巻，翻訳文芸篇，日本評論社（1927）p.586
- 21) 同上，p.55
- 22) 柳北は英国議会を見学した際に「其レヨリ西公使（ウエストミンスター——引用者注）ノ地ニ過ギ上下ノ議院ヲ観ル、其規模ノ大整頓ノ厳ナル欽仰ス可キナリ」としている。柳北らの東本願寺新法主一行は、村田文夫『西洋聞見録』前・後編（明治2-3年）を携帯して渡欧した。同書の前編には英国の地理・国制・政体が、後編には英国の政体および西洋雑記が紹介されている。
- 23) 柳北は、渡欧中、ロンドン郊外のウィンザー城を見学し、その際に「此地ニ来タリシ時ノ思想ハ婦朝後人ニ語ラント欲スルモ、語ル能ハザルモノ有リ、噫英国ノ制度ハ真ニ良制度ナルカナ」と絶賛している。
- 24) たとえば、パリ郊外のセーブル陶器製造所では「其ノ偉大ナル人ヲシテ喫驚セシム」「而シテ花瓶一箇其ノ値六千円ニ至ルモノ有リ、以テ泰西富裕ノ一斑ヲ知ル可シ」としており、またパリの烟草製造館では「此館ノ機械皆巨大ニシテ、蒸気ヲ用フ。其ノ製造高ハ問ハズシタテ許多ナルヲ知ル可シ」としている。ほかに、ミラノの新聞発行所では「頗ル盛大ノ営業ナリ。二年前迄ハ器械ニテ一時間ニ三千枚ヲ刷出セシガ、当今ハ一時間ニ八千枚ヲ刷ルト云フ」とも述べている。
- 25) 小沢圭次郎：明治庭園記：明治園芸史，日本園芸研究会（1915）p.390
- 26) 大久保利謙編：岩倉使節の研究，宗高書房（1976）p.98-99、田中彰：岩倉使節団と「米欧回覧実記」；特命全權大使米欧回覧実記（1），岩波書店（1977）p.395
- 27) 柳北の視点の高さは、以下の手紙からうかがえる。「迂生は一体旧幕府にて開化急進党の一人にて、旧

- 弊を打砕かんとして屢敗北、漸く志を得て書生より將相に登り、少しく治療せんとする内に、幕府は憔悴元氣衰へて倒れました。誠に間に合はぬ急症のコロリ也、僕輩が外国交際を盛んにし、兵制を改め候比は今の開化の役人（明治政府の官吏——引用者注）は攘夷を以て、天朝に説きこみ僕輩を恐ろしくいぢめました、自分達が（政権を——同注）取ると、直ぐに僕輩の見込通り開化に変わりました、大骨折て鷹に取られし訳なり、迂生は其れ故馬鹿々々しく存じ、役人商売は一生致しません、（中略）併し人をいぢめて変説する様な連中に、コキツカハレルのは少くないやにて新聞記者と相成申候実情也」（高安月郊：東西文芸評伝、春陽堂（1929）に所収）。
- 28) 成島柳北：航西日乗；花月新誌，148号(1883. 12) p. 5 丁表
- 29) 筆禍事件の状況は、小池洋二郎：日本新聞歴史；明治文化全集，第17巻，新聞篇，日本評論社(1928) p. 29-35を参照。
- 30) 『朝野新聞』M9. 2. 14に「判決書」が掲載されている。
- 31) 朝野新聞社は、明治11年5月15日の紙面に、大久保を暗殺した島田一良らの斬姦状を掲載した廉で、10間の発行停止に処せられた。
- 32) 『東京日日新聞』M11. 8. 3
- 33) 龍門社編：渋沢栄一伝記資料，第17巻，同資料刊行会（1957）pp. 5-19
- 34) 編纂委員会：東京商工会議所百年史、同会議所（1979）p. 49
- 35) 渋沢栄一伝記資料，第17巻，p. 116
- 36) 借業会が金融・起業家集団として活動したのは、明治12（1879）年3月の横浜洋銀取引所設立からであったと考えられる。同取引所の発起人には、岩橋轍輔・原田二郎（両名とも借業会員）の一派、渋沢栄一の一派、原善三郎・茂木惣兵衛の一派があって競って出願したが、遂に合同して開業を見るにいたった。原田積善会編：原田二郎伝，上巻，同会（1937）p. 169-170
- 37) 原田二郎伝，上巻，p. 168-169、西田長寿：日本ジャーナリズム史研究，みすず書房（1989）p. 144-145
- 38) 『朝野新聞』M13. 2. 13、同上，M13. 3. 11. 19、『読売新聞』M14. 2. 18
- 39) 『朝野新聞』M13. 12. 18
- 40) 藤本実也：開港と生糸貿易，下巻，刀江書院（1939）p. 525、海野福寿：直輸出の展開；横浜市史，第3巻上，横浜市（1961）pp. 644-651
- 41) 42) 石井研堂：明治事物起源；明治文化全集，別巻，日本評論社（1969）p. 1038-1039
- 43) 柳北の雑録「妙筆筆」には、堀田瑞松が鉄刀で木蓋・竹筒数枚に絵画を描く模様が紹介されている（『朝野新聞』M11. 2. 26）。
- 44) 『朝野新聞』M12. 6. 29、同上，M12. 7. 10、同上，M12. 8. 27
- 45) 秋澤居士（大槻文彦）は「遊昇日記」（明治14年）の中で「幕府の頃、日光の諸社堂ハ五年或ハ十年例期有て修覆ス、照廟（家康廟所——引用者注）ハ嘉永中修理して後、慶応中に至り再修理にかゝりしに、兵馬倥傯の事起り、俄にして吏員去れりといへバ、今の觀ハ即嘉永中修理のまゝなるなり、猷廟（家光廟所——同注）のかたハ四面を霧除といひて、板にて囲みあれば損する所少し、照廟ハ注視するに往々破損の処見ゆ」（『朝野新聞』M14. 10. 22）と述べている。
- 46) 『朝野新聞』M13. 1. 24
- 47) 48) 『朝野新聞』M13. 5. 12
- 49) 『朝野新聞』M13. 10. 14
- 50) 保見会「贖金広告」の一部を紹介すると、次のとおりである。（括弧内は贖金の額を示す）
 徳川家達（1万円）、同家奥向他（500円）、徳川達孝（250円）、同家奥向他（50円）、徳川茂承（8千円）、徳川義礼（8千円）、松平茂昭（1千円）、奥平昌邁（300円）、奥平国子（100円）、大河内正質（100円）、竹腰正美（20円）、勝安芳（500円）、山岡鉄太郎（500円）、第一銀行（300円）、同銀行役員（200円）、渋沢栄一（200円）、宮本小一（200円）、松本順（200円）、第三銀行（200円）、同銀行役員（100円）、安田善次郎（200円）、成島柳北（100円）、第卅三銀行役員（100円）、川村伝衛（100円）、荒沢巖息（50円）、栗本鋤雲（50円）、菊地長四郎（50円）、高島眉山（50円）、西村茂樹（30円）、津田真道（30円）、小花作助（25円）、西周（25円）
- 【 以下省略 】
- （『朝野新聞』M14. 3. 19）
- 51) 紅葉館は、岩橋轍輔・子安峻・小野義真の3名が芝公園20号地1番に設立した貴顕紳士の集会所。高尚優美を旨とする和風建築で、東は能楽堂に隣接、南はなだらかな崖で遠く芝浦の風景を見晴らすことができた。東京市役所編：東京市史稿，遊園篇5，同市役所（1933）pp. 448-458
- 52) 芝能楽堂は、華族九条道孝・前田齋泰ら4名が紅葉

- 館設立発起人と合議して、芝公園20号地3番に建設した演能場。上覧演能場に供し、兼ねて公衆観覧の例能を演じた。初め1年間は紅葉館に管理を委託したので「紅葉館の能舞台」と呼ばれた。東京市史稿、遊園篇5, pp.426-435、小宮豊隆編：明治文化史、第9巻、音楽・演芸編、洋々社(1954)pp.106-108
- 53) 林欽次(仏語塾教師)は、岩橋・子安・小野の3名に書面を宛て、紅葉館のあり方に疑義を表して「社員ニ限ルノ権限アル上ハ、正サシク公園内ニ私園ヲ開設シテ、共衆縦観ノ勝地ヲ専有セラレシト云ハザルヲ得ズ」(『朝野新聞』M14. 4. 2)と批判している。
- 54) 小宮豊隆編：明治文化史、第9巻、音楽・演芸編、洋々社(1954) p.109
- 55) 同上, pp.9-11
- 56) 『朝野新聞』M11. 6. 8
- 57) 明治文化史、第9巻 p.253
- 58) 学海日録研究会編：学海日録、第4巻、岩波書店(1992) p.119-120
- 59) 田村成義編：続々歌舞伎年代記、鳳出版(1976) p.209-210
- 60) 坪内逍遙は、後年「元来演劇は小説と同じく、『真理』(人情の真理、世態の真理)を描写するが本分なるゆゑ、あんまり外形に泥み過ぎて真理を殺されては迷惑な次第、美術と道学とを混同して、単に見掛けばかり麗しうしては全然甘味のなき者にされては我々美術狂は哭きたくなるなり」と述べて、末松謙澄らの「演劇改良会」(明治19年9月結成)を批判した。この批判は、柳北の議論を発展継承したものと考えられる。明治文化研究会編：明治文化全集、12巻、文学芸術篇、日本評論社(1928) p.252
- 61) 坪内逍遙は「如何いふ演劇風の吹廻しや活歴々々といふ事が流行て、別して近年は其の沙汰が烈しく、恰も劇場は日本外史さては日本史の子分の如くなりぬ」とも述べているが、この点も柳北の議論と共通している。同上書、p.253
- 62) 野崎左文：私の見た明治文壇、春陽堂(1927) p.17, p.35-36
- 63) 柳田泉：明治初期の文学思想、上巻、春秋社(1965) p.184
- 64) 日本史籍協会編：大隈重信関係文書、第4巻、同協会(1934) p.462
- 65) 同上, p.464-465
- 66) 佐々木高行(参議兼工部卿)の日記には、金子堅太郎(元老院大書記官)の話として「福沢大ニ真宗ヲ押シ立テ、本願寺ヨリ各県ニ説諭、同主義ヲ拡張スル策ノ由」云々とあり、ここでは福沢諭吉が本願寺を動かしたことになっている。東京大学史料編纂所編：保古飛呂比、第10巻、東京大学出版会(1978) p.420
- 67) 大島隆一：柳北談叢、昭和刊行会(1943) p.100
- 68) 70) 末広鉄腸：新聞経歴談；明治文化全集、第17巻、新聞篇、日本評論社(1928) p.66
- 69) 柳北は、明治15(1882)年4月1日の立憲改進黨発起会で、内規起草委員に選挙されていた。大日向純夫：自由民権運動と立憲改進黨、早稲田大学出版部(1991) p.159
- 71) 柳北は、自由党员馬場辰猪を『朝野新聞』の客員に招聘した際に、「己レガ藩籬内ノ事ノミヲ是ト」(『小園観梅記』)しないよう、努めて社内の融和をはかる姿勢を示した。その後、恒例行事である花見の舟遊会でも社員間の親睦をはかっている。以上、『朝野新聞』M15. 3. 22、同上、M15. 4. 12を参照。
- 72) 73) 拙稿：成島柳北と自由民権；経営情報科学、第2巻第4号(1990. 3) pp.349-360
- 74) 75) 77) 78) 79) この事件に関する著書・論文は多い。本稿では海野福寿：横浜聯合生糸荷預所事件；横浜市史、3巻上、横浜市(1961)、海野福寿：明治の貿易、塙書房(1967)、大江志乃夫：日本の産業革命、岩波書店(1968)を参照した。
- 76) 『朝野新聞』M14. 2. 16
- 80) 藤本実也：開港と生糸貿易、下巻、刀江書院(1939) p.525
- 81) 原田積善会編：原田二郎伝、上巻、同会(1937) pp.202-210
- 82) 『朝野新聞』M15. 10. 31
- 83) 84) 矢野文雄：安田善次郎伝、安田保善社(1925) pp.261-268
- 85) 87) 88) 鶴飼新一：朝野新聞の研究、みすず書房(1985) p.資料篇26-27
- 86) 西田長寿：日本ジャーナリズム史研究、みすず書房(1989) p.145
- 89) 安藤良雄：共済五百名社の歴史的意義；安田生命百年史、安田生命保険相互会社(1980) p.19
- 90) 拙稿：成島柳北と自由民権；経営情報科学、第2巻第4号(1990. 3) p.356
- 91) 山路愛山：明治金権史、社会思想社(1990) p.148
- 92) 国民精神文化研究所編：教育勅語演義関係資料集、

- 第1巻, 同研究所(1938) pp. 解説5-12
- 93) 『官報』, 第171号(1884. 1) p. 6
- 94) 『朝野新聞』M15. 12. 7
- 95) 『朝野新聞』M17. 1. 31
- 96) 外務省編: 日本外交文書, 第14巻, 同省(1951) pp. 365-367
- 97) 田久保潔: 近代日韓関係の研究, 上巻, 朝鮮総督府中枢院(1940) pp. 753-758
- 98) 99) 山田昭次: 立憲改進黨における対アジア意識と資本主義体制の構想; 史苑, 第25巻第1号(1964. 6) p. 78-82、山田昭次: 自由民権期における興亜論と脱亜論; 朝鮮史研究会論文集, 第6集(1969. 6) p. 54-55
- 100) 『朝野新聞』M17. 9. 4
- 101) 『朝野新聞』M16. 3. 17
- 102) 延遠館は、当時外務省所轄の迎賓館であった。慶応2(1866)年、旧浜御殿が海軍奉行の所轄となった時に築かれたが、維新後は外務省の所轄となり、明治3(1870)年5月に延遠館と命名された。川崎房五郎: 浜離宮; 国史大辞典, 第11巻, 吉川弘文館(1990) p. 672
- 103) 石井研堂: 明治事物起源; 明治文化全集, 別巻, 日本評論社(1969) p. 1369
- 104) 末広鉄腸(重恭)は、柳北の「風流の主義」を次のように見ている。「余は十年の交際因り其学内の深淺を知る、氏は禅理に通ぜず又宋明の性理学をも深く研究せし者に非らず、(中略)余は公平に評して氏が致良知の意味を解得する者に非ずと云はん。然れども其の如くなる者は其の天品の人に過ぐる者あり、詩酒放浪の間に悟道せし所ありしならん。夫の人物の或場合には極俗気を帯びるが如くなるに、其文章に於て一種高尚の氣象ありしが如きも亦偶然には非ざるなり」(『新聞経歴談』)。明治文化全集, 第17巻, 新聞篇, 日本評論社(1928) p. 62
- 105) 河原宏氏は、柳北の生き方のうちに漢学的・隠者的なものと、江戸町人的・粹的なものがあると指摘している。河原宏: 転換期の思想, 早稲田大学出版部(1963) p. 237
- 106) 柳北は「小矢部川ノ玉」と題した文で、人間固有の「権利」「自由」は我が国でも「開闢以来」あったとし、それを数千年後になって人々が認識したとしても「深ク怪ムニ足ランヤ」と述べている(『朝野新聞』, M15. 4. 6)。
- 107) 柳北は、『東洋自由新聞』創刊号(M14. 3. 18)に寄せた「自由歌賀ニ自由新聞開刊ニ」の中で、「自由之理太公明。天地何物能得レ争。不ニ独西哲竊ニ其理ニ。陶虞治亦從レ此成」と述べている。すなわち、東洋でも堯・舜の時代より「自由之理」があったとしているのである。
- 108) 109) 石井研堂: 明治事物起源; 明治文化全集, 別巻, 日本評論社(1969) p. 769
- 110) 明治16(1883)年7月、日本鉄道会社(社長吉井友実)の上野・熊谷間が開業して、汽車で飛鳥山公園の桜や滝の川の紅葉が見物できるようになった。柳北は「音無川」と題した文で、「斯く人々に快樂を与へ便利を享けしむるも、皆是れ改進の功德と謂ふ可し、若し守旧を好み退歩を是とし、古を慕ひ新を厭ふ方略を取らんとせば、世の快樂便利も從つて減少し去るや、明々白々なり」(『読売新聞』M16. 11. 27)としている。
- 111) 台東区役所: 台東区史, 社会文化編, 同区役所(1966) pp. 287-291
- 112) 東京市役所編: 東京市史稿, 遊園篇5, 東京市役所(1933) p. 799
- 113) 中村一徳の名は、明治23年の番付「落語一覽」に「中村一登久」とあり、「西洋手品」の奇術師であったことがわかる。石井研堂: 明治事物起源; 明治文化全集, 別巻, 日本評論社(1969) p. 1157
- 114) 明治14(1881)年3月、新井白石の学徳を景慕する有志者67名が発起人となし「白石社」社員1千人を募集し、同年6月19日には浅草東本願寺で白石の祭典を執行した。この「白石社」は、新井白石の祭祀を営み、その著書を江湖に保存せしめんとする目的のもとに結成された。柳北は、これに発起人として加わり、祭典には祭文を読み、さらに後日頒布された三田葆光編『白石先生年譜』(同年8月発行)には跋文を寄せている。以上、『朝野新聞』M14. 3. 30, M14. 6. 21, M14. 6. 24を参照。
- 115) 『南山史』は南朝の漢文歴史。紀伝体全30巻。後醍醐・後村上・後亀山の三代を本紀・後關伝・皇子伝・皇胤伝・四王伝・世臣伝・武臣伝・雑伝にわけて載録。活版和本の『南山史』3冊は、明治14年9月版權免許、塚本明毅校閲。中村敬字の序文と柳北の跋文(同年12月)がある。柳北は跋文で「今南山史刻成。此在先人。特其緒余焉耳。然足以觀其励精於史学之一斑。豈不亦盛乎」と述べている。
- 116) 柳田泉は、この間の事情を「民間のインテリは政府のこうした行き方に反抗し、大よそは西洋文明を全面的に信用して進んだわけであるが、その結果政治上では種々な衝突を生んだ。だが、文学面では、西

洋学問、西洋文学のおかげで沢山の翻訳を生み出して、文学革新に大きく貢献した。しかしそれは西洋を解し、西洋を知っているインテリの仕事である。戯作者の場合はかなりちがう。彼等は、全部が全部西洋語が読めず、西洋の知識を西洋の書物から直接に得ているものではない。(中略)したがって、西洋文明に対する移入態度がこう分かれてくると、西洋文明も文学も直接に知らぬ彼等としては、一応政府の方針に同調することにならざるを得ない。すなわち急激の革新はいかぬ、程々に西洋を入れて、調和的にやろうということで、インテリの革新に追随する歩調をにぶらせることになったのである」と説明している。まさに柳北の立場は、このインテリ文学者のそれであった。柳田泉：明治初期の文学思想，上巻，春秋社（1965）p.202